

# 令和4年第1回神崎町議会定例会

## 議事日程(第2号)

令和4年3月10日(木曜日) 午前10時00分開議

- 日程第1 議案 第23号 令和4年度神崎町一般会計予算  
日程第2 議案 第24号 令和4年度神崎町国民健康保険事業特別会計予算  
日程第3 議案 第25号 令和4年度神崎町介護保険事業特別会計予算  
日程第4 議案 第26号 令和4年度神崎町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第5 議案 第27号 令和4年度神崎町水道事業会計予算  
日程第6 一般質問
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員(10名)

1番	椿	等	君	2番	大原	秀雄	君
3番	高柳	智	君	4番	荒井	葉一	君
5番	鈴木	節子	君	6番	木内	直樹	君
7番	石橋	伸一	君	8番	高橋	正剛	君
9番	石井	正夫	君	10番	寶田	久元	君

---

## 欠席議員(0名)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	椿	等	君				
教	育	長	小川	泰求	君	総務課長	久保木豊吉 君	
町	民	課	長	浅野	憲治	君	まちづくり課長	金田 智 君
まちづくり課	担当課長	石井	達矢	君		保健福祉課長	廣瀬 裕 君	
教	育	課	長	本宮	賢	君		

---

職務により出席した者

事	務	局	長	高橋	誠一	君	書	記	花嶋	三永	君
---	---	---	---	----	----	---	---	---	----	----	---

## ◎開議の宣告

○議長（大原 秀雄君） 皆様、ご苦勞様でございます。2日に引き続き、会議を再開します。

ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

○議長（大原 秀雄君） ここで、浅野町民課長より発言を求められておりますので、これを許します。

浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 議長のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

令和4年3月2日に審議が行われました議案第20号 令和3年度神崎町一般会計補正予算（第8号）における高柳議員の質問に対する答弁の訂正をお願いしたいと思います。

高柳議員からの質問で、神崎町国民健康保険財政調整基金の残高を問われ、私の答弁で、年度末残高1億5,000万円に、今回の補正予算分を加え、約2億円の基金残高になりますと申し上げましたが、正確には、令和2年度末残高は1億1,400万円であり、今回の補正予算4,862万円を加え、1億6,262万円になる見込みです。

訂正し、おわび申し上げます。

---

## ◎日程第1 議案第23号～日程第5 議案第27号の質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第1 議案第23号から日程第5 議案第27号の審議を行います。

令和4年度神崎町一般会計予算、3特別会計予算及び水道事業会計予算は、2日に一括上程され、3日と4日に各常任委員会で審査をしていますので、各常任委員会が担当した部門ごとに審議を進めていきたいと思っております。

最初に、総務文教常任委員会委員長より総括質問の申し出がありますので、これを許します。

3番 高柳総務文教常任委員会委員長。

○3番 総務文教常任委員長（高柳 智君） 議長のお許しをいただきましたので、総務文教常任委員会に係る総括質問を行います。

総務文教常任委員会は、去る3月3日に、町長をはじめとする町執行部にご出席をいただき、当委員会所管の令和4年度予算審議を行いました。

担当課の説明を受け、質疑を行い、慎重に審査した結果を総括して、質問を行います。

まず、総務課です。5点ございます。

ふるさと納税が昨年度の2倍の予算になっておりますが、何か方策は取っているのですか。

気象情報提供サービス使用料の詳細及びデータの使用目的を説明してください。

行政手続オンライン化対応業務について、説明してください。

改正されます消防団員報酬の改正等について説明してください。

役場庁舎西側伐採工事について、説明してください。

続きまして、町民課です。全部で10点ございます。

まず、住民・環境。

戸籍情報システム改修について説明してください。

ごみ処理手数料が増えている理由は何が考えられますか。

太陽光発電に係る県の補助金がなくなった理由及び町の対応はどうですか。

続きまして、年金・国保・後期高齢。

国民健康保険事業納付金の算出根拠を説明してください。

国民健康保険財政調整基金の残高が1億5,000万を超えるのは、年間財政規模を見ても多いと思われませんが、今後どのようにしていくつもりですか。

傷病手当金の算出根拠を説明してください。

特定健診の受診率が低いのですが、今後の対応はどうですか。

保健事業と介護予防の一体的実施事業について説明してください。

e L T A Xのシステム改修はどのようなものですか。

コロナ禍で個人住民税の影響はどうですか。

最後に、教育委員会。5点ございます。

トイレ洋式化改修工事ですが、現在の洋式化の各校の状況はどうですか。

各教育支援体制事業報酬の減額理由について説明してください。

校務支援ソフトについて説明してください。

医療的ケア対応業務委託料について、説明してください。

町指定文化財を修繕する際の補助基準を説明してください。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） これより答弁を求めます。久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） それでは、総務文教常任委員会の総括質問の総務課所管分について、ご回答をさせていただきます。

まず、ふるさと納税が昨年度の2倍の予算となっているが、何か方策は取っているのかというご質問です。

ご質問のとおり、4年度予算案において、歳入、ふるさと寄附金が1,000万円、前年比500万円増、歳出も、ふるさと寄附金事業で579万9,000円、前年比273万2,000円の増という形になっております。ふるさと納税の増加の理由については、3年度実績を基本に計上したもので、3年度の決算見込みで前年度の2倍近い額のふるさと納税があったことから、4年度の予算を増額計上いたしました。

ふるさと納税が増額となった要因としては、1つ目に、昨年度まで道の駅発酵の里こうざきで販売しております町内の産品を主に返礼品として取り扱ってございましたが、昨年、返礼品の提供事業者を広く募集したところ、JAかたりのサツマイモであったり、新規就農者のレンコン等の、返礼品の品目数が増加したことが挙げられると思います。

2つ目にですが、インターネットによります返礼品を掲載するポータルサイト、これを増やしたことが考えられます。今まで2社、ふるさとチョイスというものと、JT Bのやっています、ふるぽというものですが、その2社のみでしたが、令和3年11月から、楽天のふるさと納税を追加して、3社のサイトで返礼品を掲載しております。この2つの方策、目につきやすく、返礼品の充実したことが好評で、ふるさと納税が増加したものと考えております。

今後も、返礼品の提供者、それから品目等の増加、こういったものを進めていきたいと考えております。

次に、気象情報提供サービスの使用料の詳細及びデータの使用目的を説明してくださいというご質問です。

今までの雨量計は、役場庁舎の屋上に設置されておりましたが、経年劣化によりまして、雨量の計測に正確性を欠く、また、故障も常態化しているということから、更新の検討を行ってまいりました。

経費、それからデータの正確性、こういったものを鑑み、計器類の設置を専門業者

に依頼しまして、気象データを提供してもらおうという気象情報提供サービスに切り替えることといたしました。

この気象情報提供サービスの使用料には、気象観測機器の使用料、それから保守料、それから観測データの閲覧やダウンロードができるウェブサイトのアクセス権などが含まれております。提供される情報につきましては、天気、それから気温、気圧、風速、雨量など12項目の気象情報、それから10分アメダス、1キロメッシュ降水レーダーの情報等が提供されます。

この気象データの使用目的ですけれども、災害時の災害発生予測のためのデータ収集であったり、災害記録の作成のために使用するほか、住民の方もどなたでも簡単にインターネット等で閲覧ができますので、災害時の、いわゆる自助、自主避難等の判断に役立てていただければと考えております。

なお、防災目的で導入は考えているんですけれども、他町村では、雨量、それから日射情報などを農産物の育成のための情報として使用しているという例もございます。

続きまして、行政手続オンライン化対応業務を具体的に説明してくださいという内容でございます。

行政手続のオンライン化とは、特に国民の利便性向上に資する手続、例を挙げますと、住民記録であったり児童手当、こういったものについて、マイナポータルからマイナンバーカード、個人番号カードを用いて、届出や申請手続を可能にすることを目的としております。令和4年度に行うオンライン化対応業務では、マイナンバー利用事務系の独立性を保つために、連携サーバーを構築しまして、申請管理、システムまでのインフラの整備を行う予定でおります。

ある程度、簡単に言いますと、住民の方がパソコンやスマートフォンから行政手続を行うために、行政側のほうで通信基盤整備を行うというものでございます。

次に、改正される消防団員の報酬の改正等の内容について説明してくださいということでございます。

消防団員の報酬の改正につきましては、消防庁長官からの通知等を受けまして、年々減少傾向にあります消防団員の処遇改善を図るために、本定例会で条例の一部改正を行いました。

改正内容につきましては、団員の年間報酬を2万円から2万5,000円に増額しまして、出勤報酬を新設しました。災害出勤やその他の出勤に対して、新たに報酬を支出するというものでございまして、その額につきましては、火災、風水害、地震等の出勤のときなど、4時間以上出勤した場合に8,000円、4時間未満が4,000円、それから、

警戒、捜索、避難誘導等の出動に当たった場合には、4時間以上で4,000円、4時間未満で2,000円というような金額に定めております。

続きまして、役場庁舎西側の伐採工事の概要についてということでございます。

役場庁舎の西側に、配電設備、それからキュービクル、非常発電装置等が設置されております。これらに通電する電線は、庁舎の電気の源になっております。その重要な電線よりも、西側の樹木の高さが高くなってきておりまして、台風等の強風の影響で、重要な施設を破損させるおそれが出てきております。これまで職員対応で、切れる範囲で剪定等を行ってまいりましたが、大規模な幹の伐採が必要であるということで、業者による伐採工事を予定させていただいております。

以上、総務課所管のものを答弁させていただきました。

○議長（大原 秀雄君） 町民課、浅野課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 引き続きまして、町民課所管の総括質問に対する回答を申し上げます。

まず1つ目、戸籍情報システム改修の詳細を説明してくださいとのことです。

令和元年5月に戸籍法の一部が改正されまして、制度面における所要の措置が段階的に講じられてきております。今回のシステム改修の目的は主に3つで、1つ目は、戸籍事務の連携のための改修で、現在、法務省に設置されております市区町村専用装置、これに代わり、戸籍事務内連携サーバー、これが令和4年度中に新たに設置されることになっております。この法務省のサーバーと町の戸籍システムの接続を行うものです。

2つ目は、今後、戸籍の証明書の広域交付や戸籍副本の参照、各種届出書をスキャナーで読み込み、イメージ登録して送信するといった情報の連携などを可能とするための改修を実施します。

3つ目は、戸籍情報システムから、他の市区町村の副本記録情報の参照が可能となります。これにより、厳格な利用管理が求められるため、システムに接続する際、通常のID、パスワードに加えて、指紋等の生体認証を行うことが必須条件となることから、当該認証を可能とするためのものです。

これらの改修事務につきましては、令和5年度に施行され、令和6年度に運用開始予定となっております。

なお、今回のシステム改修に係る経費は、全額国庫負担となる見込みです。

続きまして、ごみ処理手数料が増えている理由は何かというご質問です。

ごみ処理手数料は、町指定のごみ袋の売上金となります。令和4年度予算計上額は

1,130万円と、対前年比175万円の増額となります。この理由は、歳出予算において、町指定の可燃ごみ袋、大きなものですが、購入枚数を昨年度比で5万枚増加させたためです。これは、令和3年度において、可燃ごみの売上げが多く、在庫が少なくなったため、令和4年度では十分に備えるべく、発注枚数の増加を検討しております。

続きまして、太陽光発電に係る県の補助金がなくなった理由及び町の対応はというご質問です。

令和4年度から、市町村へ補助の対象としていた住宅用太陽光発電のパネルにおいては、県補助金に変わり、新たに太陽光発電設備や蓄電池をグループ購入することで、割安な料金で設置を実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業を導入する予定と伺っております。

神崎町の対応につきましては、令和4年度は、既存の住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業を実施してまいりますが、県補助金交付の対象とならないことを受けて、令和4年度予算では、設置台数の減少と補助単価を減額し、計上いたしております。

続きまして、国保・年金・後期高齢者ですが、国民健康保険事業費納付金の算出根拠を教えてくださいとのことです。

事業費納付金のうち、大きな割合を占める医療費分については、県が県全体の保険給付費、医療費の推計を出します。それを基に、保険料収納必要額、県全体での保険料収納額を算出します。その上で、県全体の納付金算定額を算出します。県全体での納付金の必要算定基礎額を、各市町村の医療費水準及び所得水準に応じて各市町村に割り当てて、各市町村の納付金基礎額を算出しております。したがって、町の医療費が高騰すると、後の納付金に影響が出るということになります。

続きまして、財政調整基金の残高が1億5,000万を超えるのは、財政規模から見ても多いのではというご質問ですが、加入者に負担していただく国民健康保険税については、基金残高、決算額、国保事業納付金と税収と歳入歳出のバランスを考え、令和3年度において、均等割・平等割の応益割の部分の税率を大きく引下げの改正をしたところです。

しかし、令和2年度、3年度と被保険者数が減少しているにもかかわらず、保険給付費が増加しております。納付金算定の際に使用される医療費水準の率が、広域化前に比べ上昇しているため、今後、県に支払う納付金は、増額調整される見込みです。

令和3年度には税率の改正を行った関係で、税の調定金額が減っております。また、コロナ禍による徴収率の低下も危惧され、基盤安定繰入金等の額も減少するため、国



保財源の減少が見込まれております。

今後は、国民健康保険事業納付金の算定額を注視しながら、基金を活用しまして、急な保険税上昇とならないよう努めてまいります。

続きまして、傷病手当金の詳細を説明してくださいとのご質問です。

新型コロナウイルス感染症に罹患し、または感染が疑われ、就労することができない国民健康保険加入の給与所得者に対しまして、直近3か月の就労実績から算出した給与日額の3分の2相当を、実際就労できない日数分だけ掛けて支給するというものです。

支給期間は、3日間の除算日を除いて、4日目から就労を予定していた日数になります。

令和4年度予算では、期間を15日見込んで、その3人分ということで、30万円の予算を計上しております。

続きまして、後期高齢者ですが、特定健診の受診率が低いですが、今後どのような対応をしていくのかというご質問です。

令和3年度の受診率は、前年度から比べて3ポイント下がり、18%程度となる見込みです。昨年に続き、新型コロナウイルス感染症による受診控えが影響しているものと思われまます。

一般的に、高齢者の方は基礎疾患のある方が多く、ふだん通院しているため、健診がおろそかになりがちですが、治療項目だけでなく、他の生活習慣病の予防、健康を維持するためには健診が重要であることの啓発を引き続き行ってまいります。

続きまして、保健事業と介護予防の一体的実施事業の内容を説明してくださいというご質問です。

令和8年度より、千葉県後期高齢者広域連合との委託契約により、事業を実施いたします。事業内容は、レセプト（診療報酬明細書）のデータと、健診結果を用いて、町の高齢者の健康課題を分析し、対象者の絞り込みを行い、栄養指導、糖尿病性腎症などの生活習慣病の重症化の予防などの保健指導などを実施する予定です。

令和4年度は、対象者へのアプローチの際に使用するパンフレットや郵送料の予算を計上いたしました。

続きまして、町民課・税務ですが、eLTAXのシステム改修はどのようなものですかというご質問です。

令和3年度税法の改正におきまして、eLTAX（地方税共通納税システム）の対象税目に、固定資産税、軽自動車税等が追加されました。

システム改修により、令和5年度課税分から、電子納付が可能となります。また、この税目拡大に合わせて、地方団体が発出する納付書に新たにQRコード等を付すことで、電子納税を可能とする環境整備を行います。具体的には、納付の窓口として、スマートフォンを利用した納付も可能になるということです。

最後になりますが、コロナ禍で個人住民税への影響はどうでしたかというご質問です。

令和3年度当初予算を提出した際、コロナによりまして、全国知事会等の資料を参考に、前年度比で約8%減を見込んでおりました。しかし、令和4年1月末現在の調定と収納の実績から、実際には約4%の減程度と見込まれております。当初予算提出時に減収割合を多く見込んでいたため、3月の補正予算で増額補正を行ったところがあります。

令和4年度予算については、新型コロナウイルス、オミクロン株の影響により、新規感染者数の減少が鈍化していることもあります。離職者の就労もままならない状況から、納付困難者の増加も危惧されております。したがって、個人住民税の回復には、なお時間がかかるものと思われまます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 本宮教育課長。

○教育課長（本宮 賢君） 総務文教常任委員会、教育委員会所管の総括質問にお答えいたします。

まず1つ目、トイレ洋式化改修工事がありますが、各校の状況はどうですか。

学校3校のトイレの状況について申し上げます。まず、神崎小学校、児童数は3月1日現在、173名在籍しております。トイレにつきましては、3階建て校舎各階に、男子が3か所、女子7か所ございます。うち、洋式化されているのは、各階男子が1か所、女子は3か所ずつであります。個室トイレに限って数を申し上げます。洋式化率としては、40%となっております。

続きまして、米沢小学校ですが、現在、児童数は34名。2階建て校舎で、トイレは各階、男子が4か所、女子が8か所あります。うち洋式化は、男子が各階2か所、女子も2か所で、全体で33%の洋式化率となっております。

最後に、神崎中学校ですが、生徒数は114名。トイレは、各階男子2か所、女子7か所となっております。うち洋式化は、各階男子1か所、女子3か所となっており、全体の44%の洋式化率となっております。

令和4年度、米沢小のトイレ改修を行いますと、米沢小は66%の洋式化率となりま

す。

続きまして、各教育支援体制事業報酬の減額理由について説明してくださいという質問です。

報酬の減額理由について申し上げます。教育支援体制推進事業として、令和4年度当初予算に1,594万3,000円の予算措置をしており、前年度比223万円の減額をしております。

減額の理由としましては、支援員の報酬の減額であり、その理由としまして、まず、不登校児童・生徒への支援として配置している教育支援員で、141万7,000円の減額をしました。令和3年度、本年度分の予算編成をする際は、不登校児童・生徒の支援として、毎日週5日勤務が必要と学校とも協議してまいりましたが、不登校児童・生徒は現在おりません。学校での学習が可能となっておるため、週3日勤務として支援に当たることとしました。そのため、勤務日数の減少による減額が主な理由となります。

そのほか、英語指導助手や言語指導員についても、前年度実績に基づき、当初予算は減額計上をしております。

子どもたちは、ささいなことで不登校となる場合があります。支援員の配置、学校へのフォローについては、今後もきめ細かく配慮してまいりたいと考えております。

3つ目です。新しく小中学校校務支援ソフトを導入するが、その内容の詳細について説明をとの質問です。

校務支援ソフトについてご説明いたします。校務支援ソフトとは、多忙な教員の業務負担を軽減し、児童・生徒に必要な指導を行うために活用されるツール、コンピューターソフトです。校務情報を集約し共有、また、小中学校の引継ぎ連携などを行うことによって、効率的に学校校務を処理することができます。市町間をまたぐ学校異動の多い教職員にとって役立つものとして導入を検討し、4年度当初予算に計上させていただきました。

新規に導入するソフトは、名簿情報管理、出欠情報管理、成績処理、指導要録作成、保健管理の6ソフトを小中学校3校に導入し、高校受験のための調査書作成ソフトを中学校のみに導入します。

神崎町の所有するサーバー・ネットワークを利用し、町が学校に既に配付しているパソコンを使用するため、ソフトのみの導入で、新たにパソコン機器を増やすものではありません。

医療的ケア対応業務委託料の内容を説明してくださいにお答えいたします。

現在、小学6年生に、人工呼吸器を必要とし、肢体不自由なため車椅子での生活を

している医療的ケア児が1名おります。知的な遅れは全くなく、小学校でも工夫しながらも、通常の授業を受けております。

今回、新規で予算計上しました委託費につきましては、医療的ケアが必要とされる児童が、この春、神崎中学校へ進学することに伴い、神崎中学校に看護師を1名配置し、生徒の支援に当たるものです。現在のところ、必要な医療行為は、たんの吸入です。小学校では、母親が児童に付き添い、下校するまで教室に入っておりましたが、中学校では、生徒の将来の自立も考え、なるべく親から離れ、外部の支援を受けながら成長を支援したいと考えています。

これは、平成28年、施行されました障害者差別解消法により、障害者の状況に応じて、必要でかつ合理的配慮を行う行政義務として、令和4年度より、卒業までの3年間を支援していきたいと考えております。

その委託の内容ですが、訪問看護事業との委託契約により、安定的に学校に看護師を配置するものです。保護者との協議では、体力的な面もあり、現在、週3日、通学する予定でおります。日額については、基本的には医療保険の訪問看護の診療報酬などを基礎とし、医療行為を行うために認められている加算などを踏まえ、1日4時間勤務として予算措置をしております。

最後になります。町指定文化財を修繕する際の補助基準についてご説明いたします。

町指定文化財は、神崎町文化財保存事業補助金交付要綱に基づきまして、町が指定しました文化財を対象に、保存を目的に行う修繕工事、防災設備工事などの経費について、また、その他保存活用上、特に教育長が必要と認める経費を対象に、その経費の3分の1を補助するもので、補助限度額は、500万円として算定させていただきます。

指定文化財の所有者・管理者などから申請が上がりましたら、ヒアリング等を行い、事業概要を審査した上で、交付のほうを決定してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（大原 秀雄君） 以上で、総務文教常任委員会委員長の総括質問に対する答弁が終わりました。再質問はございませんか。

1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 今議会の始まる前、先週の補正予算の際に、固定資産税の補正予算が1,500万円増額されました。内容的には、太陽光発電に係る事業用償却資産の増額、それに伴う固定資産税の新たな賦課というように説明がございました。

その内容を見ますと、総額で2億9,300万、令和3年度予算ということになってい

ます。今回、前年度の当初予算から比べると、800万多くなっていますけども、前年度の最終の補正予算の額から見ると、700万強、減額になっています。

それで、今回の当初予算の内容を見ますと、土地、家屋、償却資産、それぞれに項目別に、土地で7,510万、家屋で1億1,970万、償却資産で9,400万ということになっています。今回の当初予算を立てるに当たって、資産の見直しをする、あるいはコロナによって減額する、それらを含めて、なぜ令和3年度の最終補正予算から見て、本年の当初予算が低くなっているのか、その説明をお願いしたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 回答いたします。

当初予算につきましては、締切りが11月末の期限でございます。ですので、その時点での見込みで出しておりますが、補正予算につきましては、その後、最新のデータを使いまして過不足額を調整しておりますので、その差がありますので、当初予算につきましては、その差額分が含まれていないということがございます。補正予算が3年度の最終の……、最終ではないですが、おおむね確定に近い数字で補正を行っておりますが、当初予算につきましては、そういった事情で、10月末の状況で算出しておりますので、その差が生じております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 1番 椿 等議員。

○1番（椿 等君） 今の答弁を伺いますと、見直しはなしという位置づけですね。とすると、項目別に土地、家屋、償却資産、前年度当初予算から見て、今回の当初予算でどの分がどれだけ増えたから850万増えたのかなという説明をお願いしたい。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 回答いたします。

明細ですけども、まず土地につきましては、170万のプラス、増額。家屋につきましては、特例等がありまして、それが終了した関係で、270万円の減。償却資産につきましては、事業所から上がってきた実績によりまして、900万円の増と。この3つを合わせますと、プラス・マイナスになりまして、850万円の増ということですよ。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 再質問をやります。今、議会が始まる前に、椿議員に、寶田さんは再質問をやるんだべと言っていたけれども、今、考えたことばかりですから、

椿議員みたいな細かい数字までは出ません。

総務課長、まず、予算ベースですから、これは見込みでしょうが、地方交付税、当初でこれは9億7,000万、前年度は9億4,000万の予算を立てました。最終の補正予算では2億7,000万が増えて、最終的には令和3年度は12億になりました。これは見込みで。

そのときに、私の質問で過去最高でないかなと言ったときには、後で調べてと言って、そのときの答弁は、総務課長は、令和2年度から令和3年度では1億8,000万増えているという答弁でした。でも、神崎町で、今まで私もあれですが、地方交付税が12億も来たのは過去最高だったんじゃないかなと思いますが、今年もそのくらいになるわけですか。見込みですから。これは地方交付税のことです。

あと、財政問題で、21ページに財政調整基金繰入金、補正のときに、最終的には令和3年度で見込みとして、決算は9月になりますが、財調がどのくらいになりますかといったら、今これ、ですからすぐ細かくはできませんが、11億か12億に財調はなるというわけで、これが歳入で2億3,000万ですか、これを繰り入れるから、取りあえず当初のときには、10億になるわけでしょう。

それと、あとは借入金の、一番最後の103ページ、臨時財政対策債は、これは後から交付税として来ますが、町の地方債としましては、16億から13億引いて、この一番上にある普通債というのは、これが町単独の地方債だと思います。これが、町の借入金は今3億と見ていいわけですか。

それと、その財調が、取りあえず今年取崩しても10億。その差は、借入金が3億、積立金が10億のような認識でいいわけですか。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

まず最初の、地方交付税の関係です。せんだっての答弁の際に、寶田議員から、過去最高の地方交付税の交付額だったんじゃないかなということでご質問がありました。その日のうちに答弁できればよかったんですが、調べる時間をいただきたいと思いついて、当日は答弁しませんでした。

今回、調べた結果、やはり寶田議員おっしゃるように、過去最高でございました。今回の前の最高といいますのは、その前、令和2年度でございまして、せんだって答弁いたしました前年よりも1億8,000万プラスという状況につきましては、同じ内容でございます。

それから、財調の……（「今年度の見込みは」と呼ぶ者の声あり）今年度の見込み

につきましては、予算書にあるとおりでございます。予算ベースですので、やはりある程度、確実性を持った見込みを立てないといけませんので、その辺のところ、本来であれば、前の答弁のときにもいたしましたけども、デジタル化であるとかそういう意味で、交付金も増えてきてはいるものの、一応、今回の予算案のとおり示させていただきました。

それから、財調の関係ですけれども、3年度末の予定見込額ですけれども、寶田議員がおっしゃるとおり、令和2年度の財政調整基金の基金の残高が10億6,000万。それに今回の積立てをいたしまして、令和3年度末の見込みとして、あくまで見込みになります、11億6,700万円。これについては前回、答弁したとおりでございます。

それと、借入金について、予算書の103ページについてですけれども、こちらについては、先ほど申し上げました財政調整基金の残高の3年度見込みが約11億6,000万で、現在の町債の合計額が、16億8,400万円になります。そのうち、2番のほうに、その他でございますが、こちらのほうがいわゆる事業債以外のものということで、こちらのほうの内訳としまして、臨時財政対策債が約15億、それから事業債……、失礼しました。臨時財政対策債と、それから減税補填債、こういったいわゆる交付税算入されるものを差し引いた普通債、こちらのほうが合計しまして2億9,200万。先ほど寶田議員は3億とおっしゃいましたが、こちらで間違いございません。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 健全財政、町長、守っています。千葉県内でも全国的に見ても、積立てより借入金が少ない。神崎は規模が小さいけども、7億ぐらい積立てのほうが多いということです。これはこれでいいです。

あと、明日の一般質問で聞きますが、教育課長と保健福祉課長、今、通告しておきます。マラソン大会で500万計上してあります。このことに対して聞きます。

それから、保健福祉課長には、コロナ予算が入っていませんが、これについても明日、細かく一般質問で聞きますので、今、通告しておきます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） ただ今の寶田議員の質問に対する総務課長の答弁なんですけれども、10億円ちょっとが11億幾らになるというような話でしたけれども、私の感覚では、補正予算、通った時点で、令和3年度、本来繰り出しすべき2億円の財政調整基金がゼロになった。繰り出しせずに済んだ。なおかつ、今年度、予算が余るからというこ

とで、新たに財政調整基金の積立てが1億3,000万、1億7,000万増えるということで、合計3億6,000万は増えなければならない報告だと思ったのに、2億円しか増えていない。

その点について質問します。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 椿議員のご質問にお答えします。

その差額については、単純に、単純にと言うとあれなんですけど、公共施設整備基金、こちらのほうへ積立てをしたいと考えております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに再質問ございますか。

1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 財政調整基金の話ばかりしちゃったから、それにずっと染まっちゃったんですけども、財政調整基金を含めた町としての積立金、それらの合計額を資料として提出いただければ一番ありがたいんですけども、この場で分かれば、本年度というか、令和3年度、見込みで結構です、3年度末見込みで、それぞれの額をお教えてください。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 椿議員のご質問にお答えいたします。

今、椿議員がおっしゃったとおり、まだ決算見込みが出ていない段階ですので、総務課所管の基金、財政調整基金、それから減債基金、それから公共整備整備金、こういったものの見込額はある程度つかんでいるんですが、それ以外の基金については、各課所管ということで、金額のほうはちょっとつかんでおりません。

財政調整基金につきましては、先ほど来、申し上げておりますが、11億6,700万円を見込んでおります。それから減債基金、これにつきましては8,000万を見込んでおります。それから公共施設整備基金、これにつきましては6億5,800万を見込んでおります。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 再質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） ないようですので、以上で総務文教常任委員会に係る質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）



○議長（大原 秀雄君） 異議ありませんので、以上で総務文教常任委員会に係る質疑を終結いたします。

続いて、まちづくり厚生常任委員会委員長より総括質問の申し出がありますので、これを許します。

4番 荒井まちづくり厚生常任委員会委員長。

○4番 まちづくり厚生常任委員長（荒井 葉一君） おはようございます。ただ今、議長のお許しをいただきましたので、まちづくり厚生常任委員会の総括質問をさせていただきます。

去る4日金曜日、町長をはじめ各担当課長等にご出席いただき、令和4年度予算について審査を行いました。その際に出た質問等について、総括してお聞きしますので、よろしく願いいたします。

まず、保健福祉課から5点を読み上げます。続いて、まちづくり課・企画3点、産業係4点、建設係3点、最後に水道係の2点を質問いたします。

まちづくり厚生常任委員会総括質問。

保健福祉課。

緊急通報体制や高齢者見守り事業で、町単費ではなく、国・県の補助事業等は確認したのか。

障害者自立支援給付事業の扶助費の支出の流れについて説明してください。

障害者の訓練給付事業の詳細、就労場所等を説明してください。

骨髄移植ドナー支援事業の内容について説明してください。

保育所でおむつの処分費用が計上されたが、どのような経緯であったのか、説明してください。

まちづくり課・企画係。

成田空港周辺対策交付金が大幅に増えたが、その理由を説明してください。

各地区のコミュニティーセンターが加入している損害保険の詳細を説明してください。

町ホームページ改修業務の詳細について説明してください。

産業係。

町単の加工用米等助成金の算出根拠について説明してください。

ジャンボタニシ防除対策事業の内容及び町内の被害状況等について、説明をお願いします。

重要インフラ施設周辺森林整備工事の事業内容等を説明してください。

本町の耕作放棄の現状について説明してください。

建設係。

がけ地崩壊対策事業の内容について説明してください。

擁壁点検業務委託（植房地）の詳細を説明してください。

住宅耐震診断・耐震改修補助金の内容について説明してください。

水道係。

町の水道は、何人程度の給水を想定して運営しているのか、また、町外の水道利用者は、どの地域に何人くらいいるのか。

町内での水道加入率はどのくらいですか。また、加入促進はどのようなことをしていますか。

以上の17点の質問の説明をお願いいたします。

○議長（大原 秀雄君） これより答弁を求めます。

廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） まちづくり厚生常任委員会総括質問について、保健福祉課所管のご質問についてお答えさせていただきます。

緊急通報体制や高齢者見守り事業で、町単費でなく国・県の補助事業等は確認したのかというご質問でございます。

独り暮らしの高齢者の支援策、安否確認として行っている2つの事業、緊急通報体制整備事業と高齢者見守り支援事業ですが、緊急通報体制整備事業については、独り暮らしの高齢者の急病時や災害時の緊急時に、警備保障会社アルソックの協力を得て、緊急通報装置を貸与しています高齢者のいざというときに、適切な対応をもって対処することを目的に実施しております。

また、高齢者見守り支援事業につきましては、同様に独り暮らしの70歳以上の高齢者に対して、住み慣れた地域で安心して生活が継続されるよう、その支援として、2週間に一度、ヤクルトの宅配を行うことによって、安否の確認を行うものでございます。

それぞれの事業開始時に、県及び近隣の市町村等に対して補助事業等の有無を確認してございます。また、再度確認を行いました。引き続き対象となるような補助金は、今のところ県、国とも、ないというような状況でございます。

2点目、障害者自立支援給付事業の扶助費の支出の流れについて説明してください。

障害者自立支援給付事業につきましては、障害者総合支援法により、総合的な支援として、1つ目として、介護給付。これは居宅でのホームヘルプや施設入所支援、外

出時の同行援護などがございます。

2つ目として、訓練給付。こちらは、自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力の向上のため、必要な訓練を行う自立訓練や、就労を希望する人が、就労に必要な知識や能力の向上のため必要な訓練を行う就労移行支援、そして一般企業などで働くことが困難な方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のための訓練を行う就労継続支援などがあります。

また、3つ目としまして、自立支援医療、こちらは心身の障害を除去・軽減するために、医療について医療費の自己負担を軽減するもので、障害者手帳をお持ちの18歳以上の方を対象とした更生医療、そして障害をお持ちの18歳未満の児童に対する育成医療などがあります。

そのほか、補装具、これは車椅子とか補聴器、こういったものを給付するものなどがございます。

ご質問の扶助費・給付については、今申しあげました介護給付、そして訓練給付などは、利用者がサービスの提供を受けた後に、サービス提供事業者から、翌月に千葉県国民健康保険団体連合会、国保連合会とも呼ばれておりますが、こちらに給付費の請求を行い、審査の上、翌々月、町に給付の請求があります。町でも、給付の請求を審査の上、国保連合会へ給付金の支払いを行っております。

また、3番目に申しあげた自立支援医療などについては、国民健康保険加入者や後期高齢者制度の加入者の場合は、介護保険給付や訓練給付と同様に、国保連合会経由で給付支払いが行われております。

また、会社員などの場合、国保連に代わって、社会保険診療報酬基金、こちらを経由して支払いが行われるものもございます。

補装具については、代理受領という手続などを行うことによって、補装具業者から直接、町への請求となり、町から事業者へ支払いを行っております。

3番目のご質問、障害者の訓練給付事業の詳細、就労場所等を説明してください。

訓練等給付については、先ほどご説明した自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型、ほかに、就労定着支援、これは一般企業などに就労した際に、就労に伴う生活面の課題などに対応するための支援でございます。ほかに、自立生活援助、こちらは独り暮らしに必要な理解力・生活力を補うために、居宅訪問などにより、日常生活の課題を把握し、支援を行うものでございます。そのほか、共同生活援助、これはグループホームと言ったほうが分かりやすいかと思いますが、こちらへの入居や、施設での生活上の援助を行うものがございます。

就労場所としましては、成田市の自立訓練施設に1名、佐倉市の就労継続支援A型施設に1名、就労継続支援B型としては、香取市の5つの施設に9名、成田市の施設に2名、佐倉市の施設に1名となっております。

各施設では、軽作業や内職みたいな作業ですか、室内でできるような作業、また、事業所によっては、食べるパン、パンを焼く作業、あるいは、森林の整備の補助、ゴルフ場整備の補助、そういったものを行っている事業所がございます。

4番目のご質問、骨髄移植ドナー支援事業の内容について説明してください。

骨髄移植とは、白血病や再生不良性貧血等の病気により、正常な造血が行われなくなった患者の骨髄を、健康な方——ドナーと呼んでいます——の骨髄と入れ替えることによって、造血機能の回復を図る治療方法でございます。

骨髄提供者の負担軽減、ドナー登録の増加や移植の推進を図るため、ドナーに対する助成を今回、町のほうでも計上してございます。

本町においても、休業などによるドナーや、ドナーが勤める事業所への経済的な負担軽減、そして、ドナー登録及び移植の推進を図るといような目的で、助成制度を実施する予定でございます。

5番目の、保育所でのおむつ処分費用が計上されたが、どのような経緯であったか説明してください。

こちらにつきましては、保育所では毎年、保育の内容の見直しを行っております。令和3年度につきましては、職員の異動等もあり、改めて両園そろって事業、サービス等の見直しを行いました。

その中の一つとして、工夫を凝らして保育所でおむつの回収をというような意見もありましたので、今回、取り組むことといたしました。

子育て支援施策では、近隣の自治体も熱心に取り組んでおります職員の意欲と工夫などによって、本町においても、よりよい保育のサービスの提供に努めてまいりたいと考えてございます。

保健福祉課からは以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 私のほうからは、まちづくり課企画係所管のご質問に回答いたします。

まず、成田国際空港周辺対策交付金が大幅に増えた理由でございます。

成田空港周辺対策交付金の新年度の歳入予算につきましては、前年度比で3,679万円の増額を計上しております。

交付金の増額につきましては、現在、取組が進められております成田空港のさらなる機能強化に伴い、年間発着回数が、現行の30万回から50万回に増えるということなどを考慮しまして、令和2年度より、交付金総額の算定基準が、それを前提に改められたため、令和2年度から交付総額がおよそ1.6倍に増額となったことが要因でございます。

このことにより、神崎町に交付される交付金が、例年約1億円だったものが、約1億4,000万円に増額となったことから、新年度の歳入予算について、実績を踏まえて増額を見込んだということでございます。

続いて、各地区のコミュニティーセンターが加入している損害保険の詳細でございます。

町内の各コミュニティーセンター等は、町で一括しまして、千葉県町村会で扱っている全国自治協会の建物災害共済に加入しています。火災のほか、落雷や台風などの災害によって生じた建物の破損、あるいは盗難やいたずらによる破壊行為も保険対象となっております。また、各コミュニティーセンターの保険料につきましては、2分の1を各地区に負担していただいております。

建物に損害が発生した場合、地区で業者等に修繕を依頼していただいて、支払いまでの対応を行ってもらっております。町からは、その修繕に要した費用をその地区へ交付するという流れになっておりまして、保険金は町に支払われるという流れとなっております。

続いて、町のホームページの改修業務の詳細でございます。

現在の町のホームページは、本年度、開設しました子育て支援ページを除いては、スマートフォンやタブレットなどのモバイル機器に対応しておらず、スマートフォンで閲覧すると、画面は小さく表示されてしまうということで、見づらくなる状況でございます。実際、サイトの訪問者の多くがモバイル機器でアクセスしており、ホームページの改修により、利用者の利便性の向上を図るものでございます。

改修の内容としましては、国が求めるホームページのバリアフリー化の基準を満たすようなサイトの構成及びデザインに変更するというものでございます。また、現在も使用していますホームページの作成システムによるページの作成や編集作業については、引き続き同様に行えるという仕様としております。

なお、事業費の財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用したいということで考えておりまして、対面によらず、迅速な情報発信を行うということを改修の目的としまして、交付金を充当する予定でございます。

○議長（大原 秀雄君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） それでは、私からは、まちづくり課産業係及び農業委員会の総括質問に対するお答えをいたします。

まず1点目、町単独の加工用米助成金の算出根拠を説明してくださいというご質問でございます。

町単独の加工用米等助成金につきましては、飼料用米、ホールクroppサイレージ用米、加工用米、輸出用米といった、主食用以外の新規需要米の作付に対するものでございます。

去年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、主食用米の需要が落ち込んだことから、価格も下落傾向でありました。飼料用米の作付が一昨年、83ヘクタールだったものが、去年は176ヘクタールまで増えてしまいまして、令和4年作につきましては、さらに作付面積が増加するということが見込まれております。

昨年までの飼料用米の交付単価につきましては、10アール当たり1万2,000円でございますけれども、4年産におきましては、10アール当たり1万円ということで予算を計上させていただいております。

したがって、飼料用米の作付面積は、昨年度の実績177ヘクタール、そこに本年見込み40ヘクタール、こちらを見込んでおりまして、合わせて217ヘクタールとなります。そこに10アール当たり1万円の補助ということで、予算額としては2,170万円、こちらを計上してございます。

それから、ジャンボタニシ防除対策事業の内容及び町内の被害状況について説明してくださいというご質問です。

令和2年度より、県単独事業を活用いたしまして、ジャンボタニシ防除対策を実施してまいりました。対策の内容といたしましては、圃場への侵入対策として、取水口へのネットの設置及び水路の泥上げ、また、被害地域の厳寒期における耕うん——耕すことですね——こちらの被害防止として有効とされるため、農業者の皆様と情報共有を図りながら、地域ぐるみの防除対策を実施してきたところでございます。

特に被害の多い地域は、本宿、今、高谷、松崎地区といった利根川沿の水田でございます。

引き続き被害対策を実施するため、令和4年度からは、町単独補助金としてジャンボタニシに効果のある薬剤、こちらを購入いたしまして、皆さんに補助するというものを検討しております。早急な被害状況の把握と対策が重要と考えておりますので、農業者の皆様及び関係機関と協力して、対策を継続してまいりたいと思っております。

続きまして、重要インフラ施設周辺森林整備工事の事業内容を説明してくださいというご質問です。

本事業につきましては、災害等により道路や送配電線等の重要とされるインフラ、こちらが風による倒木被害、こちらを受けないように、こちらを未然に防止するため、高木を伐採し、その後に中低木、高さの低い木を植栽するといった内容の事業になります。

令和2年度には0.72ヘクタール、3年度には0.43ヘクタール、合わせて1.15ヘクタール、こちらを伐採しております。令和4年度につきましては、その1.15ヘクタールに中低木、こちらを植栽するといった内容の事業となっております。

予算額約300万、こちらを計上しております。

最後になりますけれども、本町の耕作放棄地の現状について説明してくださいというご質問でございます。

神崎町の遊休農地につきましては、令和2年度の調査で、田が8.6ヘクタール、畑2.6ヘクタール、合計約11.2ヘクタール、こちらが遊休農地となっております。

令和3年度におきまして、農業委員・農地利用最適化推進委員のご協力をいただきまして、現地調査を行いました。その結果、約2.8ヘクタール、こちらが解消できたということでございます。

遊休農地であっても、除草、それから抜根を行い、経営面積拡大を図る意欲的な町内の業者、また、遊休農地を借り受けて耕作するという町外の法人もございますので、今後も遊休農地の解消に向けて、積極的に取り組んでまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） まちづくり課建設係所管のご質問に回答いたします。

まず1点目ですが、がけ地崩壊対策事業の内容についてでございます。

この事業は、がけ地崩壊による災害からの住民の生命及び財産を守るため、がけ地崩壊対策事業を行う方に対し、事業費の2分の1、100万円を上限としまして、神崎町がけ地崩壊対策事業補助金を交付するものでございます。

補助の対象となる事業でございますが、傾斜度30度かつ高さ5メートルを超えるがけ地で、危険区域内の住居を保全する目的で、当該家屋の所有者または危険区域内の土地の所有者が、土砂崩れを防止し、または当該家屋を防護するために必要な擁壁の

設置、改造その他崖地の崩壊を防止するための工事となっております。

引き続き、広報こうざきやホームページなどで事業の周知に努めてまいります。

続いて、擁壁点検業務委託料（植房地先）の詳細ということでございます。

まず、点検の実施場所でございますが、町道並木植房立向線、並木から三四郎踏切を渡りまして植房方面に向かっていきますと、植房の集落に入って間もなく、共生の住まいの辺りから千葉製作所のほうに入っていく町道がございます。植房1号線でございますが、そことの間にございます大きなのり面擁壁になります。

内容としましては、専門技術者による目視や計測を行い、その安全性を確認するものでございます。

この擁壁につきましては、平成26年度に社会資本整備総合交付金、道路ストック総点検業務委託事業において点検を実施したところ、壁面にはらみ出しが確認されております。しかし、壁面に大きな損傷が見受けられないことから、短期的な崩壊には至らない状況という判断で経過観察をしているという箇所となっております。

前回の点検より一定期間、経過していることや、近年の豪雨の状況、地震への備えなどを踏まえまして、来年度、擁壁点検業務委託において、目視調査により壁面の状況を確認し、はらみ出しの計測により、前回の状況からどのように変化しているか確認しまして、評価するというを実施したいと考えております。

続いて住宅耐震診断・耐震改修補助金の内容でございます。

まず、住宅耐震診断補助金でございますが、地震に対する木造住宅の安全性を診断し、地震に強いまちづくりを推進するため、一般木造住宅の耐震診断費用の2分の1、4万円を上限としまして、神崎町木造住宅耐震診断補助金を交付するものでございます。

対象となる住宅につきましては、昭和56年5月31日以前に建設され、もしくは着工された旧耐震基準の一戸建ての住宅または併用住宅で、最上階数が2階以下の所有者自身の居住用建築物となります。

耐震診断は、地震に対する木造住宅の安全性を評価するため、木造住宅耐震診断士、これは千葉県の耐震診断講習を受講した建築士となりますが、その者が行う耐震診断となります。

住宅耐震改修補助金のほうですが、木造住宅の耐震性能の向上を目的として、耐震診断士が行う耐震改修の設計及び工事監理に係る耐震改修費用の3分の1、50万円を上限としまして、神崎町木造住宅耐震改修補助金を交付するものでございます。

補助対象となる住宅につきましては、耐震診断の結果、倒壊する可能性がある、ま



たは倒壊する可能性が高いと診断され、かつ耐震改修後の当該建築物に期待できる耐震性が、倒壊しない、または一応倒壊しないと診断されているものということでございます。

いずれの補助金も、国庫及び県補助制度を受けて実施している事業でございます。

常任委員会の中でご意見、頂戴したところなのですが、交付実績が乏しいということで、なお一層の制度の周知に努めることはもちろんでございますが、今後につきましては、制度の抜本的な見直しも検討していく必要があるのかなというところで考えております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） それでは、まちづくり課水道係所管のご質問についてお答えいたします。

まず、町の水道は、何人程度の給水を想定して運営しているのかというご質問です。

平成4年10月に、現在の給水区域とする水道事業を創設いたしました。その際、住宅開発が当時、進んでいることによりまして、給水人口、1万500人という人数で計画いたしまして、水道施設の整備を進めてまいったところでございます。

しかしながら、景気の動向等により、住宅団地の販売は区画を大きく変更し、大幅に戸数を減らして販売が実施されたことから、計画とは大きく乖離してしまっているということが現状となっております。

続きまして、町外の水道利用者は、どの地域に何人ぐらいいるのですかというご質問ですけれども、町外の水道利用者につきましては、松崎地区に隣接している成田市の野馬込地区、それと小浮地区、また、高谷地区に隣接している香取市堀之内の中津地区、こちらに対して給水を行っております。

まず、成田市の野馬込地区につきましては、給水人口が52人ということでございます。それから小浮地区につきましては99人となっております。それから、香取市堀之内の中津地区、こちらにつきましては、給水人口22人ということになってございます。

それから最後になりますが、町内での水道加入率はどのくらいですかというご質問です。また、加入促進策はどのようなことをしているのかということでございますけれども、令和3年3月31日現在の町内の水道加入率、こちらは約96%となっております。また、行政人口約5,900人ですけれども、そのうち水道を利用している給水人口、こちらは4,800人となっております、普及率は約81%ということでございます。

それから、加入促進についてでございますけれども、新規の水道管敷設工事がなさ

れる場合などは、付近全戸の訪問、また勧誘を行っております。また、舗装工事等が実施される際は、未加入者の皆様に対しまして、訪問等による加入促進を実施しているところでございます。また、町のホームページにも、水道水の利用利点を掲載しておりまして、普及促進を図っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 以上で、まちづくり厚生常任委員会委員長の総括質問に対する答弁が終わりました。再質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） ないようですので、以上でまちづくり厚生常任委員会に係る質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議ありませんので、以上でまちづくり厚生常任委員会に係る質疑を終結いたします。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。なお、一般会計、3特別会計、水道事業会計、合わせて討論されるようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 賛成討論はありませんか。

3番 高柳 智議員。

○3番（高柳 智君） それでは、令和4年度一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、介護保険事業特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算の3特別会計予算及び水道事業会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

まず、令和4年度の一般会計当初予算の総額は、27億8,800万円と、前年度と比較して4.2%、1億1,200万円の増額となりました。

予算編成に当たって、事業の効果、優先度、重要度、何より計画の継続性を十分検討するとともに、予算配分硬直化防止、新型コロナウイルス感染症の影響を見込み、ゼロベース積み上げ方式とし、消耗品などの需用費に至る隅々まで、本当に必要な経費を精査し積み上げとするなど、予算編成の苦労が読み取れ、非常に評価できるものであります。

歳入ですが、前年度対比で、町税は固定資産税が増収ですが、法人税が減収のため、100万円の減。交付金は、新型コロナウイルス感染症対策、地方税減収補填特別交付金が皆減ですが、地方消費税交付金などが増となり、1,050万円の増。地方交付税は、実績ベースで3,000万円の増。国庫支出金は、社会資本整備総合交付金などに係る補助金などで8,228万1,000円の増。繰入金のうち財政調整基金繰入金は4,116万3,000円の増。町債は、臨時財政対策債が7,500万円の減となっております。

歳入のうち、3割強を地方交付税が占めており、硬直化が進み、依然として大変厳しいものと考えます。

歳出は、前年度対比で総務費、農林水産業費、商工費、土木費が増、それら以外は減となっております。

性質別に見ますと、義務的経費である人件費は、町長はじめ職員の給料減額により、扶助費は実績ベースにより、それぞれ前年度並み。公債費は大幅に減。物件費、扶助費等は例外なき見直しにより前年度並み。何より投資的経費である普通建設事業費は、51%の大幅な増となっております。

事業としては、やはり町民の生命及び健康を守り、併せて社会経済活動との両立を図るため、感染症予防対策事業が最重要であります。そして、子育てを行う世帯の支援のため、子ども医療費助成、出生時・学校入学時に支給する子育て支援費給付、幼稚園を含む保育料無料化、児童手当支給、小中学生の給食費の全額助成は、これからもぜひ続けていく必要があります。

教育費では、GIGAスクール支援員の配備、児童用トイレ洋式化改修工事、医療的ケア対応業務委託を予定されております。一方、消防団員の処遇改善のため、近隣市町に先んじて団員報酬を引き上げ、併せて出動手当が新設されております。また、町民の安心安全のため、地区で設置する防犯カメラに対する補助や、自主防災組織の資機材に対する助成も引き続き進められております。

農林商工においては、各種団体に対する助成を精査し、新規事業として、道の駅改修工事実施設計が予定され、神崎版地方創生事業として、発酵によるまちづくりもさらに進められております。

そして、何より道路インフラにおいては、町道成田神崎線の移転補償工事、道路改良工事、用地購入、町道神宿松崎線の道路改良工事、用地購入、町道毛成堀籠線の用地購入などを最大規模でバランスよく大胆に進めております。

特別会計においては、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計では、いずれも一般会計からの繰入金は減っており、一方、介護保険事業特別会計では、一

般会計からの繰入金は増えております。

予算規模としては、前年度比で、国民健康保険事業特別会計は700万円の増、介護保険事業特別会計は2,100万円の増、後期高齢者医療特別会計は1,100万円の増となっており、今後も引き続き病気の予防等に努め、医療費や介護給付費の抑制を図る必要があります。

水道事業会計は、前年度比で、水道事業収益が県補助金の増加により918万円の増、資本的収入が企業債の皆減により4,450万円の減、資本的支出が工事費の大幅減により3,561万4,000円の減です。水道は、災害に対してとても心強いことが証明されており、これも東日本大震災時の災害復旧対策及び日頃の職員の対応の賜物であると思います。また、加入促進PRで給水戸数も増加しておりますが、今後も安心安全な水道給水を行うため、人口減による水道料金の減少に対する備えも、広域化を含め、検討する必要があると思われます。

以上、新年度予算は、新型コロナウイルス感染症対策の中、健全財政を維持しつつ、ハード、ソフト、そして乳児から高齢者、障害者に至るまで、誰一人として取り残さない行き届いた予算であり、誰もが安心して暮らせる、住みやすい神崎をつくっていくために、町民目線で、町民に寄り添った大変評価されるもので、賛成するものであります。

以上、私の要望を踏まえまして、賛成討論といたします。

○議長（大原 秀雄君） ほかに、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） お諮りします。討論を終結し採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

なお、採決は起立によって行います。

日程第1 議案第23号 令和4年度神崎町一般会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（大原 秀雄君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第2 議案第24号 令和4年度神崎町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長(大原 秀雄君) 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第3 議案第25号 令和4年度神崎町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長(大原 秀雄君) 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第4 議案第26号 令和4年度神崎町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長(大原 秀雄君) 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第5 議案第27号 令和4年度神崎町水道事業会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長(大原 秀雄君) 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。議場の時計で13時まで休憩いたします。

(午前11時37分)

---

○議長(大原 秀雄君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後1時00分)

---

## ◎日程第6 一般質問

○議長(大原 秀雄君) 日程第6 一般質問を行います。

質問は一問一答方式で行います。答弁者は大きな声で簡潔に説明してください。

◇ 3番 高柳 智君 ◇

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳 智議員の質問を許します。

○3番（高柳 智君） 議員番号3番、高柳智でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

まず、日々、感染リスクがある中でも、私たちの生活を維持するために現場で働き続けておられるエッセンシャルワーカーの方々に、心より感謝と敬意を申し上げます。また、子どもたちの入学式・卒業式などの行事が制約され、大切な思い出が縮小されていることは、本当に心苦しい思いです。

さて、今年は壬寅年ですが、寅年は厳しい冬を越えて万物が芽吹き始め、新しい成長の礎となる年と言われています。過去には、第一次世界大戦勃発、昭和天皇即位、千円札の発行、朝鮮戦争勃発、アメリカ初の有人宇宙飛行、東京タワー完成など、私たちを取り巻く環境の著しい変化をかいま見ることができます。そして現在、ロシアによるウクライナ侵攻が行われており、憤りを禁じ得ません。何より様々な困難を乗り越え、新たな発展へとつなげる年にしなければならないと思います。

一方、令和4年度の政府予算のポイントは、令和3年度補正予算と一体として、新型コロナウイルス対策に万全を期す成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るための予算であり、感染拡大防止にコロナ予備費5兆円を措置。成長戦略にデジタル推進の全国展開、分配戦略に看護職員等への給与アップなど人への投資を推進。地方財政では、地方交付税交付金は減。税収回復を見込み、臨時財政対策債は大幅に縮減。経済指標では、実質GDP成長率はプラス3.2%。財政指標では、税収が大幅に増となり、来年度はかなり上向きの見込みとなっておりましたが、ここに来てオミクロン株の感染高止まり、ウクライナ侵攻等、予断を許さない状況ではあります。

そこで、私の質問といたしまして、政府の動向を踏まえて、令和3年度事業執行状況、令和4年度当初予算などの質問をいたします。

まず最初に、事業執行状況について質問を行います。

以降につきましては、自席にて行います。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 令和3年度もあと数日で終了いたしましたので、出納閉鎖まで2か月強ですが、来年度も国の追加対策等が出てきて、補正予算の追加がまたあると思います。補正予算の財源となります繰越額の見込みはどうでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

執行残の見込額についてですけれども、事業の縮小、それから中止などによります執行残については、過剰な繰越金とならないように、今回の3月補正予算等におきまして減額の補正を行っております。このほか、年度内、3年度内において執行見込みの立たない事業につきましては、その都度、減もしくは繰越明許を設定しております。

現段階において、令和3年度分の執行見込額、決算見込みと申しまししょうか、これについては、現段階では把握しておりませんが、参考として、過去の実収支額は控えてございますので、そちらでよろしければ答弁させていただきますが、よろしいでしょうか。令和2年、こちらが2億81万6,000円、約2億ですね。それから令和元年度が1億7,800万、平成30年度が1億3,700万というような直近3年間の数字でございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 次に、当初、補正を含めた主要事業についてお聞きしたいと思います。子育て世帯への臨時特例給付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、地域経済活性化券、小規模事業者緊急支援給付金、駅前児童公園遊具改修等は、町長の行政報告にありましたので、割愛いたします。

一問一答なんですけれども、事業執行状況ということで、一括して10点、執行状況をお聞きいたします。まず、防犯カメラ設置補助事業、自主防災組織助成事業、神崎保育所防水改修事業、高谷地区農業用排水路改修事業、G I G Aスクール支援員配置事業、補正の分ですが、コミュニティ助成事業、水田麦・大豆産地生産性向上事業、水田緊急安定化対策補助金、移住定住奨励金、こちらは2度補正されていますので、現状ですね。利根川河川敷舗装工事。こちらの10点の執行状況を教えてください。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

総務課所管分の2事業になります。こちらは、令和3年度新規事業として始めた事業でございます。

防犯カメラ設置補助事業につきましては、藤の台自治会を対象に、2台分の設置補助を実施いたしました。それから、自主防災組織助成事業のほうですが、こちらにつきましては、四季の丘自治会と藤の台自治会の2自治会を対象として、合計で44万2,000円の助成を行いました。

購入した資機材や、整備された資機材につきましては、発電機、それから非常用トイレ、それから消火器等の防火用品等が整備されております。いずれも、この2事業とも、当初見込んだ事業量に至らなかったものですから、今回の3月補正において減額補正をさせていただいております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

神崎保育所改修事業につきましては、令和3年7月19日に工事請負契約を締結し、令和3年11月30日に工事のほうを完了してございます。

当初予算1,470万7,000円に対して、請負額1,430万円ということでございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） 私からは、高谷地区農業用排水路改修事業についてご説明申し上げます。

この事業は、高谷集落南側の土水路の改修工事でございます。延長が220メートル、そこに柵渠を設置するものでございます。工事請負額が1,254万4,000円、工期は今月いっぱいとなっております。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 本宮教育課長。

○教育課長（本宮 賢君） 高柳議員のご質問にお答えします。

G I G Aスクール支援員配置事業につきましては、6月1日付により、351万4,500円で委託契約を締結いたしました。香取郡神崎町、東庄町、多古町の3町計9校の小中学校を対象に、1人の支援員が対応するという契約で、町単独で契約するものより安価で契約することができました。現在は2週間に1度のペースで各校を巡回し、対応しております。オンライン学習の対応についても、教職員の指導のスキルアップにつながっております。

現在の執行状況としましては、委託金額の90%を執行しております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） コミュニティ助成事業の執行状況でございます。

成城台区が実施しました公園遊具、こちらはブランコと滑り台でございますが、そ



ちらの設置に対しまして、自治総合センターの宝くじの社会貢献広報事業でございます。令和3年7月に、成城台区に230万円の交付を完了しております。

○議長（大原 秀雄君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） 続きまして、水田麦・大豆産地生産性向上事業ということで、こちらのほうをご説明いたします。

こちらは2つの事業がございます、1つ目が、麦・大豆の二期作を実施する補助で、こちらに対しまして、土壌診断を実施する事業でございます。3つの農業法人、こちらで実施いたしました。交付額として、370万2,000円、こちらを交付しております。

続きまして、機械購入が2件ございまして、1つ目が、汎用コンバイン、こちらを購入しております。消費税抜きの事業費として1,260万。こちらも半分の630万、こちらを補助しております。

あともう一つの法人が、播種機、種まき機ですね、こちらを190万9,000円で購入しております。税抜きの価格です。こちらの半分、95万4,000円、こちらを交付しております。

続きまして、水田農業緊急安全対策事業補助金でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、食用米の米価の下落した水田農家の経営安定のために、主食用米作付面積に応じまして、10アール当たり3,000円を交付するといった内容の事業でございます。

876万円、こちらを補正予算計上いたしまして、3月3日現在ですけれども、ちょうど100名の申請がございました。今のところ補助金額約790万円を支出する予定になってございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 移住定住奨励金についてでございます。

神崎町に住宅を新築または購入し、町外から転入された方を対象に、奨励金を交付いたしました。現在まで16件、1,075万円を交付し、これから3月末までに3件、210万円を交付予定となっております。合計しまして、19件、1,285万円を交付する見込みとなっております。

続いて、利根川河川敷の舗装工事でございますが、利根川河川敷を臨時駐車場など多目的に活用できるよう、アスファルト舗装を行うものでございます。令和3年度は

1,720平米、駐車桝にして50台分の舗装をしております。現場の作業は既に完了しております。これから完了検査を年度内に実施する予定としております。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 今の執行状況の中で、水田農業緊急安全対策補助金なんですけれども、執行率にしますと何%ぐらいになるのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

約9割というところでございます。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） あと1割残っているわけですが、繰越し等は考えていますでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

あと残っている農家が恐らくかなり小規模の業者であるということと、多分、過分に予算を取ってあるというところもございまして、繰越しまでは考えてございません。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 分かりました。

続きまして、令和4年度当初予算、こちらは相当、質問等ございますので、そこにかぶらないものにつきまして、こちらは一問一答なんですけれども、まとめて8点お聞きしたいと思います。

まず、L o G oチャットですか、こちらのアカウント使用料等を具体的に教えてください。

続きまして、今年度予算の中で、障害者サービス拡充対策事業で、難聴児補聴器購入費等助成金が昨年はありませんでしたが、今年はなくなっております。これはどういうことでしょうか。

また、高齢障害者等の施設職員の給与アップにあります処遇改善臨時特例交付金分というのが国のほうで新設されておりますが、こちらのほうは見込んでおりますでしょうか。

続きまして、高齢者福祉計画・介護保険事業計画のアンケート調査が盛られており

ますが、こちらの内容はどのようなものでしょうか。

ステーションホール防水改修事業の概要は。

道の駅改修工事実施設計、建築ですか、こちらの概要。

保護者連絡メール配信システム使用料が昨年度はありましたが、今年度はございませんが、なくなった理由を教えてください。

最後に、マラソン大会の実行委員会補助金が今年ありまして、もうホームページのほうでも開催要項が載っておりますが、現状の状況はどのような進捗状況でしょうか。

以上の8点についてお聞きいたします。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

総務課のほうで、L o G oチャットに関して答弁させていただきます。現在、イベント、それから災害等の職員等の情報共有に当たっては、個人の携帯電話によりますLINEアカウントを使用しております。L o G oチャットと申しますのは、自治体専用のビジネスチャット、いわゆる法人版のラインのようなもので、今まで個人のもので使っていたものを、自治体専用のビジネスチャットに変更しようというような考えでございます。

この内容につきましては、電子メールよりも円滑で迅速な意思決定、それから情報共有等ができる、業務の効率化、それから高いセキュリティーの確保ができると、そういうメリットがございます。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 保健福祉課からは、3点お答えいたします。

最初に、障害者サービス拡充対策事業で、難聴児補聴器購入費等助成金、こちらにつきましては、本事業につきましては近年、実績がなかったため、予算計上を見送りさせていただきました。住民の方から相談や問合せ等、必要があれば補正予算等で対応させていただきたいと考えております。

2点目、高齢・福祉施設等施設職員の給与アップである処遇改善臨時特別交付金の当初予算の見込み、こちらにつきましては、高齢者福祉施設等職員の処遇改善を目的とした処遇改善臨時特別交付金は、事業者が直接、都道府県に対して申請をし、申請が認可されますと、都道府県から支払いを委託された千葉県国民健康保険団体連合会が事業者に対して交付金をお支払いします。そのため、町では予算措置をしておりません。

町の役割としましては、この事業につきまして、各事業所に対して周知を行うということで、町からは、2月14日をもって資料のほうを送付してございます。

3点目、高齢者福祉計画・介護保険事業計画のアンケート調査の内容はということでございます。令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向け、令和4年度については、計画策定のための基礎資料となるアンケート調査を実施いたします。

具体的には、2つのアンケート調査を行います。まず、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査。これは、支援を必要とする高齢者を早期に把握し、その支援方策やその検討、介護予防の推進を図るために行います。対象としましては、町内在住の65歳以上の高齢者及び要支援認定者1,700名程度を想定してございます。

2点目としまして、在宅介護実態調査です。こちらは、要介護認定者及びその家族の状況を把握し、効果的な介護保険事業の運営及び介護離職防止、介護離職防止と申しますのは、親などの介護のために、自分のほうは職場のほうを離職してしまう、退職してしまう、こういったことを防止するために実施いたします。対象としましては、要介護認定を受けている方及びその家族ということで、300名程度を想定してございます。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） ステーションホールの防水改修工事の概要でございます。

JR下総神崎駅の神崎ステーションホールのトイレの天井に雨漏りが見られまして、トイレ部分の屋根に防水工事を実施するものでございます。波形の鉄板屋根の凹凸部分を断熱材で埋めて平らにしまして、防水シートで表面を覆う方法ということで考えており、工期は約2週間を予定しております。

○議長（大原 秀雄君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） 道の駅改修工事建築実施設計の概要ということで説明申し上げます。

7款1項1目、観光費におきまして、本事業委託料3,313万8,000円を計上してございます。本経費につきましては、（仮称）圏央道神崎パーキングエリア連結に伴う建築工事に係る実施設計委託料でございます。トイレ、休憩施設、売場等の新規設置及び既施設の一部改修、発酵棟などが含まれますけれども、こちらに係る設計でございます。来年度、令和4年度で設計を行いまして、パーキングエリアの整備事業の兼

ね合いもございますけども、令和5年、6年度の間で工事を実施するような形になるうかと思っております。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 本宮教育課長。

○教育課長（本宮 賢君） 保護者連絡メール配信システム使用料がなくなった件について、お答えいたします。

配信システム使用料がなくなった理由でございますが、小中学校の教職員が学校で使用しておりますパソコンに、令和3年度の機器更新の際、インストールされましたEライブラリー、小学校の学習ソフトでございますが、このソフトに附属されておりますサービスに連絡メール2というサービスがございました。これが無料のサービスとなりまして、今後はこちらを活用し、保護者メール配信を実施していくことで3校まとめましたので、当初予算から削除させていただきました。

保護者連絡メール配信につきましては、神崎町はPTAが率先して経費を負担しながら、周辺市町に先んじて始まったと聞いております。今後も利用しているソフトの機能を確認しながら、経費節減に努めてまいります。

マラソン実行委員会補助金があるが、現在の進捗状況ということでございます。

第1回神崎発酵マラソン大会につきましては、令和4年5月22日日曜日に開催します。エントリーの開始は3月6日から、3月23日までとなっております。昨日現在、680名のエントリーがなされております。

要項、コースにつきましては、12月に行った実行委員会で承認いただき、その後、必要な調整を香取警察と警備や規制、看板設置に係る計画を協議し、現在、進行中であり、昨日も現地踏査をしていただいております。救護関係につきましては、成田市消防本部と成田赤十字病院のほうと救護計画を提出しまして、その内容について精査し、救護計画として仕上げる予定であります。エントリー条件などは、成田赤十字病院の院長先生の意見を取り入れながら、募集のほうを行っているところでございます。その他、ボランティア募集は3月中、募集を進めており、協賛団体についても、3月中の募集を行っているところでございます。

その他、制作物などにつきましては、エントリーが完了し、参加者名簿が整いまして、また協賛団体などがまとめましたところで、いろんなパンフレットなどを制作に当たる予定であります。ただ、参加者記念品として考えておりましたオリジナルTシャツにつきましては、町の完全オリジナルということで、「発酵の里」の冠をつけておりますので、藍染めのTシャツということで製作を今現在、開始しているところ

でございます。できることを考えながら、成功するよう、職員一丸となって進めております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 今聞きますと、8点の中で、まずL o G oチャットを使うのは分かるんですけども、これはそうしますとスマホ対応ということなんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） お答えいたします。

スマートフォン、それからタブレットも利用できます。また、L G W A N回線を使いますので、パソコンも利用できます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） そうしますと、職員の中にはまだガラケーの方もいらっしゃるのかなと思うんですが、そういう方はどのように対応したらよろしいんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 個人のスマートフォンをお持ちでない方につきましては、先ほど言いましたけども、個人といいますか、業務用のパソコン等を活用していただくという形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） マラソン大会、もう進んでおりますので、東京マラソンも行われましたので、やはり神崎マラソンも行っていただきたいと思うんですが、藍染めということで職員さんが直営で今、染めていらっしゃるということで、すぐくご苦労だなと思っております。

あと、コース上の地元の説明会等は、今ちょっとうちの後ろも通るので、まだかなうという気がしているんですけども、まだであれば、そちらにつきましてはなるべく早くこのコース上、その関係するところは説明されたほうがベターではないのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 本宮教育課長。

○教育課長（本宮 賢君） 高柳議員のご質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、地元説明会という形では実施できないんですが、区長様を通じて、各区のほうにご説明に上がりたいというふうに、早々に考えております。ま

た、周辺の大型店舗や個人商店などについても、同様の説明のほうに上がりたいと、議会終わりにでも回って歩きたいと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） そうですね。時期的に田植が終わった後だと思うんですけど、遅い人はやっているかもしれませんが、そこら辺の配慮をなるべく早く進めていただきたいと思いますが。

続きまして、水道事業関係ですが、東日本大震災等を経験いたしまして、台風もそうなんですけど、水は私たちにとって最も大切なものであることを痛感させられております。また先日、水道施設を見学させていただきまして、日々職員の方々が経費の節減等、本当に努力され、町民の命を日々守っておられることに感激いたしました。また、SDGsの中には、6番目に「全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」という項目もございます。

そこで質問なんですけど、設備の施設改修計画はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

まず、水道施設の配水管等につきましては、問題になっていたのが石綿管ですけども、これは既に布設替えが済んでおりまして、耐用年数、更新されまして、特に異常がないような状況になっております。

それから、稼働後、既に26年経過しておりますけども、古原浄水場につきましては、配水ポンプ制御盤、こちらを令和2年度に更新改良いたしました。災害時における停電の際も、非常用の発電機、こちらがあれば単独動作ができるということで、設備が整っております。

それから、電気設備等でございますけども、今後も部品交換等を行いつつ、延命化を図ってまいりたいということでございます。

それから、受変電設備、こちらについては、今後約7年ぐらいの間で改修を実施したいということで考えているところでございます。

それから、重要施設ですけども、浄化された水道水、こちらを貯留する配水地、こちらにつきましては、東日本大震災では特に被害はなかったんですけども、耐震診断におきましては基準が満たせておりませんので、耐震施設となっております。この耐震施設にするには、地下ぐいの増し打ちとか、壁の厚みを増加させるというような大きな工事、こちらが必要になってまいりますので、いずれにしても実施はしなくて

はいけないんですけども、こちらを実施すると、また給水に支障が出るということも考えられますので、新たな選択肢として、新築ということも考えてございます。ただし事業費が3億円を超えてしまうのではないかとということで、こちらも大きな検討課題ということになっているところでございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 新築で3億円。なかなか簡単な数字じゃないんですけども、いや応なしにそのリミットは来ると思いますので、なるべく早く改修計画、新築を含めてなんですけれども、そちらを計画しなきゃいけないのかなと思います。

次に、沈殿水、沈殿の汚水を沈下させるときに、泥が発生すると思います。通常これは浄水発生土と言われているものですが、こちらの処理の方法は、現在どのようになっていますでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

第二浄水場におきまして、利根川の河川水、こちらは利根川の河川水を原材料として水をつくっていることから、河川水に含まれる土、有機物、そして水質改善のために注入する粉末活性炭及び凝集剤、こちらを利用して浄水場の沈殿池において沈降させまして、上水部分をろ過することによって水道水をつくり出しているというような状況でございます。この際、沈降した物質が、今回ご質問いただいた浄水発生土ということでございます。

この浄水発生土、これが浄水汚泥ということになるんですけども、これは、まず処理当初は水分がほとんどなものですから、ポンプによって水と一緒に沈殿池から吸い出しまして、天日乾燥で乾燥させまして、固まりにいたします。この塊を別の場所でさらに乾燥させまして、粉碎したもの、こちらが浄水発生土ということでございます。

この浄水発生土につきましては、粉末活性炭や凝集剤、こちらが添加されていることによりまして、有害物質、こちらが検出されなくとも、そのままですと産業廃棄物ということになってまいります。この産業廃棄物ですけども、ごみにならないよう、再資源化への取組が当然、必要となってまいります。過去には、この浄水発生土によりまして、植物の栽培実験、実証ですね、こちらを行いまして、ハボタンとかパンジー、マリーゴールドといった観葉植物ですけども、こちらを育成いたしまして、昔、花いっぱい運動というのがあったんですけども、そちらへ配布したというふうな実績



もごさいます。

いずれにしても、これからもこの浄水発生土、再資源化・減量化を行っていかなくてはなりませんので、このたび、昨年策定されました第5次総合計画、こちらにも農業用培土への活用、それから薬品注入前に土砂を取り除く方法を検討していきたいということで計画したところでございます。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） これは全ての自治体でも同じように浄水発生土をどうするかというところがありまして、自治体によっては、先ほどおっしゃいましたように、園芸用の土だったり、公園整備のときに使う客土、またはこちらを一般に販売するという自治体もごさいますので、そちらのほうの検討も進めていかれたらいいかなと思います。

続きまして、現在の職員の方々の勤務体制はどのようになっていますでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

水道事業につきましては、昼夜を問わず浄水場に常駐していなければならないということで、勤務体制は、技術職員になりますけども、当直体制で勤務を割り振っているところでございます。当直体制は通常4班、4人ですけども、この体制で行っておりまして、日直、それから当直、明け番、公休、これを1サイクルとして運用しているところでございます。

就業環境ということなんですけども、事務所等でも宿直できるんですけども、当直者は現在、沈殿池建屋内に水質検査スペース、そちらを設けておりまして、そのスペースの中で作業を行っています。作業の内容は、水質検査とか、その他もろもろの水道業務の必要作業を行うんですけども、そちらで行っているような状況でございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 24時間体制で、本当に頑張らせていただいていると思います。

この間、見学させていただいたときに、ボイラーが修繕されていないというところで、夏ですと本当に直で仕事されていますので、シャワーを浴びたり、当直であれば仮眠を取られたりすることも必要だと思いますので、そちらの就業環境は、ボイラー等につきましてはすぐにでも直せるのかなとは思いますが、費用がかかるものですので、職員のために環境をよくしていただきたいと思います。

続きまして、神崎町子育て支援サイトのほうですね。どの市町村もホームページを持っております。それで今見ると、どの市町村もコロナ関連が最初に来まして、そうなんだなというところはあるんですが、町は先日、発酵マラソンに第1面が変わったんですが、それまではなないろパレットが第1面に来ておりまして、子どもたちの笑顔に和み、本当に心が安らぐ、かつページもすごく見やすくカラフルで分かりやすいので、すごくいいページだなと私は思っております。こちらの作成の目的は何でしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 神崎町子育て支援サイトの開設の目的でございます。

子育てに関する町からの情報をまとめまして、より分かりやすく提供するというところで、ホームページがより有効に活用されることを目的に、ホームページの改修を行い、昨年12月24日に、子育て支援ウェブサイト、なないろパレットを新たに開設したところでございます。

子育て関連の情報を一元化しまして、それを特設ページとしまして再構成したという内容となっております、成長過程と目的別の2つの方向から情報を探することができるということで、利便性も向上してございます。

あと、サイトのデザインにつきまして、議員、早速見ていただいて大変ありがたいんですが、写真とかイラストをより多く取り入れまして、明るく親しみやすいデザインを意識したというものでございます。また、現在はスマートフォンから閲覧することが一般的な方法になってきております。今まではスマートフォンに対応していない仕様であったんですが、ということでパソコン以外で閲覧しようとする、表示のほうはかなり小さくなってしまいうという使いにくさがあったんですが、今回、スマートフォンやタブレットの画面に対応したデザインで制作をしたということが大きな特徴となっております。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） そうですね。すごく見やすくて分かりやすいので。たしか当初予算には全体をホームページリニューアルするということで、スマートフォン対応ですか、こちらにするということですので、ぜひ進めていっていただきたいと思いますが、担当課としては、評判はどうか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 評判ということなんですが、現在のところ、

直接利用された方の生の声というのはまだ聞けてはいないんですが、開設後のアクセス数というのをちょっと確認してみますと、12月公開後のサイトの閲覧数でございますが、月平均で約2,000件というアクセス数になっております。子ども・教育ページというのが従来あったんですが、そちらの閲覧数の月平均が約1,000件であったことを比較しますと、閲覧カウント、アクセス数としては約2倍に増加しているということが見てとれました。

これからも、より使いやすいウェブサイトとなるように、内容の充実を図ってまいりたいと思っております。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） ただ、ホームページを見てみますと、一番最初に必ず総務課、全体のところで総務課という名前が出てきちゃうので、これは見ている人によってはちょっと勘違いして、支援サイトなんですけども、総務課に連絡が行っちゃうようなこともなきにしもあらずかなという危惧はありますので、こちらは工夫されたほうがよいのかと思います。

次に行きます。組織というものは、やはり10年、20先を見据えた人員配置、採用計画が、これはマストでございます。今まで職員を減らし続けた障害が現在、当町役場にも生じていると思います。そこで、まずお聞きしたいのが、職員の療養休暇の状況は現在どうなっておりますでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

職員の療養休暇の状況ということでございます。まず、療養休暇につきましては、職員の勤務時間、それから休暇等に関する条例及び規則によりまして、職員の負傷または疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、必要最低限の期間で取得可能な特別休暇ということになります。

取得間は、1年間において連続する90日が上限という形になっておりまして、引き続き療養が必要な場合には3年を超えない範囲というような形なんですけど、これは休職扱いという形になります。

現在の療養休暇の取得者につきましては、1名おります。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 現在1名ということで、以前聞いたときには3名かな、いらっしまったと思いますので、改善されたということで、すごくいいことだなと思います。

続きまして、条例改正の中でもありましたけども、6級の管理職をつくるということで、本当にこれも苦肉の策なのかとは思いますが、今後こちらを踏まえまして、管理職の方、定年の方もいますので、管理職の方は足りそうですよね。ちょっと漠然とした質問で申し訳ないんですけども。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 高柳議員のご質問にお答えします。

管理職の状況ということで、現在、本町における管理職は、7級が8名おります。課長6、局長1、室長1というのが在籍しております。その下に6級のいわゆる課長補佐、それから所長と言われる中間管理職が10名いるというような状況でございます。

その6級在籍者なんですが、経験年数を含めて、比較的若い職員が多い構成というような状況になっておりまして、せんだって条例改正、ご承認をいただいた一般職の職員の給与に関する条例の改正の中で、級別基準職務表、こちらを改正させていただきました。6級に管理職として主幹を配置したいというようなことでやったわけですが、これによりまして、6級の早い段階から、議会の対応もしくは人事評価等の管理職としての職務経験を積むというようなことができるメリット、それから7級管理職への昇格に伴う急激な給与の上昇等の緩和というような効果を含めて、こういった制度をつくらせていただきました。

主幹職につきましては、先ほど議員がおっしゃっていましたが、7級管理職がこれから退職していったりする中で、早い段階から管理職というものを早く経験していくことが必要なのかなという、そういったことも考えながら講じた措置ということでご理解いただいていると思います。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 今、その条例に関しても、昨年6月に地方公務員の定年引上げ関係等による地方公務員法の一部改正により、今後、定年が65歳まで段階的に引き上げられます。役職定年、特例任用等が新しく制度化されます。既に再任用制度は従来、制度化されておるんですが、再任用制度におきましては、全国的に行われております。こちらの重要な点といたしましては、第1に職員の経験ですね。長く経験されている職員のスキルの活用が第1。第2に、現在、年金の支給開始年齢が年々延長になっております。そちらの状況も考慮すべきであります。公務員の方は退職金があるだろうといいますが、退職金自体ももう一昔前から愕然と減っておりますし、そもそも退職金というのは、給与から天引きされているものを退職時に返還されるというま

すか、積んでいたものを引き下ろすようなものだと思います。

ここで町長にご質問なんですけれども、今後、来年も含めまして、後進の職員の方が、これから中堅どころの方々も退職を迎えるわけですが、後進のためにも、積極的に再任用、役職定年、特例任用等を活用されるべきだとは思いますが、町長、お考えはいかがでしょう。

○議長（大原 秀雄君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

再任用制度については、神崎町でほとんど利用されてこなかったというのが実態です。といいますのも、要するに規模が小さい町ということで、職員の数は、今までも申し上げていますけれども、全部、外の職員まで入れても80人しかいないと。ですから、いってみれば今まで課長ですと言って辞めたけれども、4月からはその部下の下に入って使われる立場になるわけです。大きい成田、香取のような1,000人、500人と職員がいるような職場ですと、全然違ったところへ行くとか、あるいは出先の館長さん、所長さんとかそういう立場も与えられますので、非常にやりやすいのかなと思います。

うちですと、そういうことで、使うほうも使われるほうも非常にやりにくいというのは現実にあろうかと思えます。私なんかを例に取りますと、60歳で辞めて、使われたときに、伝票さえも切れないなと思ったわけでございまして、現実的に使いにくいと。それで言われて、はい、やりますとはなかなか言いにくいというようなものもありまして、本人がそういう面で申し込んでこなかった面もかなりあるかと思えます。

それとまた、財政的な部分で、平成18年度に大合併がございました。ああいった中で、成田市、香取市の合併に参加しなかったというような中で、当時、財政も大変厳しかったと。財調がほとんどないような状況の中で、やはり人件合理化してきたというのが現実的かなと。とすれば当然、頭も固い、体も動かない、そういう人間よりも、18歳、22歳の若い人を使って育てたほうが有益であるという考えが出るのは当然だったのかなと、そんなふうにも思っているところでございます。

ただし、これもこれからの状況は、65歳、定年延長もございまして、それからまたそれが全てこの高齢化して硬直化してしまうと、この組織も本当に動かなくなってしまいます。1課10人いるか、いないところで、高齢者が3人も4人もいたら、この町は潰れてしまいますので、だからそういった新人採用と、いろいろなあれを見ながらやっていくしかないのかなというような考えではあります。全体のバランスを見て考えていきたいと思えます。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 最後に、新型コロナウイルス関連ですが、ほかの議員の方々も一般質問で聞いておりますので、私は1点、3回目の接種状況、パーセンテージですか、分かれば教えていただきたいんですか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただいまのご質問にお答えいたします。

追加接種、3回目の接種につきましては、国が当初、3月までにファイザー社製3,740万回分、モデルナ社製4,090万回分を全国の自治体に配分するとしておりました。

本町においても、昨年中にファイザー社製1ケース、1,170人分、2月下旬までにはモデルナ社製12ケース、1,800人分が配送されております。こちらのほうは、既に接種に充てております。2月中には集団接種を6日間実施しまして、約1,400人、今後、3月には5日間、1,200人、4月には7日間、1,680人、5月には1日ということで240人、最大接種するということで、計13日間、最大3,120人に対して接種体制を構築しております。

今後、ファイザー社製とモデルナ社製の接種を予定しております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 以上で私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（大原 秀雄君） ここで休憩といたします。議場の時計で2時10分まで休憩といたします。

（午後1時55分）

---

○議長（大原 秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後2時10分）

○議長（大原 秀雄君） 一般質問を続けます。

◇ 5番 鈴木節子君 ◇

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木節子議員の質問を許します。

○5番（鈴木 節子君） 鈴木節子です。ただいま議長より許可されましたので、発言させていただきます。

今、ウクライナが大変なことになっています。ロシアを非難することはもちろんですが、一刻も早く戦争をやむことを世界中が願っています。

さて、核兵器禁止条約が発効して1周年を迎えた1月22日、被爆地広島・長崎をはじめ、各地で日本政府に禁止条約への参加を求めるスタンディングや原爆パネル展、証言会や集会など、様々なイベントが行われました。東京有楽町駅前では、原水爆禁止日本協議会がリレートークを行いながら、署名を呼びかけました。

今後、開催される禁止条約の締約国会議には、国民の85%が「参加すべき」と言っているのに、岸田首相は、広島出身をアピールしながら、被爆者の願いである核兵器廃絶に向けた禁止条約参加を拒んでいます。署名した人からは、「日本が条約に参加しないのはおかしい」、「原爆が投下された広島・長崎がある国として、参加してほしい」という声が上がってきています。

今回は、核を保有している国としていない国との橋渡し役になりたいという意向で、ドイツがオブザーバーとして参加するという話も聞きました。日本も橋渡し役になりたいと言ってきたのに、先にドイツになられてしまうわけです。日本もオブザーバーにならなくてよいのでしょうか。

次に、コロナウイルスのオミクロン株が1年半ばかりからどんどん増えていき、この時期に第6波に入ると専門家は警告していたにもかかわらず、政府は楽観的に見ていて、ワクチン接種が2か月遅れてしまいました。そして、オミクロン株の亜種も欧米のほうでは出始め、さらに新しい株が出てくる可能性さえあります。そして、第7波、第8波が来るかもしれないのです。3回目のワクチン接種をすれば安心できるのでしょうか。もっと長期的に見ていく必要があるのではないのでしょうか。これについては、後で詳しく席で質問したいと思います。

以下は自席にて行います。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 1つ目は、次期見直しで介護保険制度はどうなるかということで、次期というのは、第8期、2024年度からのことを指します。この間の度重なる見直しで、介護保険はどう変わってきたかということですが、制度スタート時には1割負担だった利用料が、2014年に一部の人に2割負担が導入され、さらに3割負担の人さえいる。また、サービスも次々と削られ、要支援1・2の人は、住民主体のボランティアを中心とする総合事業に移行されました。

一方、介護保険料は右肩上がりに上昇して、スタート時には基準額の平均は2,911円だったのが、現在は6,014円にまでなっています。こうして、保険あって介護なし

の事態が広がっているわけですが、これは既定の流れだったのでしょうか。こうなる事態は予想されていたのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、高齢化の急速な進展により、要介護認定者数が町内でも増加しております。それに伴って、介護ニーズが増加・多様化しております。そのため、介護給付費が増加し、介護保険料のほうも上昇しております。

神崎町では、第7期計画、これは平成30年から令和2年度ですが、こちらでは基準月額が4,500円でした。今回、第8期の計画、令和3年度から令和5年度につきましては、この基準月額が5,500円と上昇してございます。

議員ご質問の、この状況が想定できたかということについては、ある程度、高齢化に伴って上昇するという事は考えられましたが、これがどの程度の範囲で上昇するかという具体的な数字等については、想定がなかなか難しいかと考えております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） ですからそうしますと、予想よりも高くなってしまったということでしょうか。介護保険料が。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 予想より高くなったというか、予想がつかないような状況だったということでございます。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） では次に、今週から審議が開始される次期見直しの課題についての1番目、2014年改正で、一定所得以上単身280万円以上の場合は2割に、さらに2017年改正で、現役並み所得単身334万円以上の方は3割に引き上げられました。次の見直しで、それぞれの所得基準額を引き下げることによって、利用料の2割負担・3割負担対象の拡大が検討されるのではないかとということですが、本当でしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ご質問の趣旨がよく理解できないんですが、2割負担・3割負担と申しますものについては、国の制度ですので、こちらは国の制度に従って、町がそれに合ったものを給付していくというような形になっております。

基準月額につきましては、町のほうの介護給付費に合わせた形で、どうやって財源を確保していくかというようなことを算定基準としまして、保険料、そして公費負担



の割合に従って算出するものとなっておりますので、今後の町全体の介護給付、こちらの事業費がどのように推移するかによって、基準月額も変動するものと考えてございます。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 利用料が原則2割になると、町民にはどの程度、影響が出るのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 利用料が2割になると、基準月額に影響することということでしょうか。基準月額は、先ほどもお答えしたとおり、事業費全体の額に対して保険者が支払う部分と、公費負担の部分というようなことで算定されておりますので、負担割合とは異なった考え方になると思います。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 利用料が原則2割になると、それはどの程度、町民に影響してくるのでしょうか。どの程度の人が増えるのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

町の作成する計画の中では、負担割合によって利用者数が変化する、そういうような想定はしてございませんので、あくまでもニーズ調査等によりまして、これから介護保険給付を受ける方のサービスの内容、そして数量的なもの、そういったものを算定していく予定でございます。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） どの程度影響が出るかは、ちょっと具体的にはまだ今のところは分からないということですね。

現在の総合事業は、要支援1・2を対象としていますが、要介護1・2の生活援助、これはデイサービスも含みますが、それも総合事業に移行する案が出ています。これにより、在宅生活の維持が困難になったり、家族の負担が増えるという心配はないでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 今、議員おっしゃいました案については、まだ私も承知してございませんので、お答えできません。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木節子議員。

○5番（鈴木 節子君） 次に、ケアプランの有料化も見直しの検討項目として盛り込

まれているそうですが、2020年の改正の際は、ケアプランの介護報酬に基づく定率負担とする案が出たそうですが、それについて説明してください。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 大変申し訳ございません、その計画案というものを私、承知してございませんので、説明できかねる状況でございます。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） ただ、それによってケアプランが有料化されると、経済的事情でケアプランを作成できない人も出てくるんじゃないかという心配は考えられると思います。

次に、それでは被保険者の年齢についてですが、2020年改正の際に、現在40歳以上となっている第2号被保険者の年齢を30歳以上に引き下げる提案がなされたそうですが、それほど介護保険会計は逼迫しているのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただいまのご質問内容につきましても、私のほうでそういう内容を確認してございませんので、お答えすることができない状況でございます。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 町の介護保険財政については、いかがですか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 町の介護保険財政につきましては、今回、第8期の計画で、基準月額を、これまで4,500円だったものを5,500円といたしました。こちらの内容を含めて、公費負担、あと保険者負担ですか、そういったもので対応していくということでございます。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） そうしますと、町の会計から見ると、現在40歳以上となっている第2号被保険者の年齢を30歳以上に引き下げる必要は、今のところはないということですね。

では、その他として、既に特別養護老人ホームへ導入されているということですが、個室を使いたい人に室料負担がかかるのは仕方ないとしても、2人から4人部屋にも室料負担がかかってくる理由が分かりません。どうして介護施設にも拡大させようとしているのでしょうか。その辺のところの情報はいかがでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 国の制度の計画変更等につきましては、なかなか情報が入ってきておりませんので、お答えすることができないかと思えます。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） それでは、国のその改正の情報が入ってこないということですが、この見直しが改悪とならないように、自治体の現場からも声を上げていく必要があるんじゃないんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 介護サービスにつきましては、全国一律に同様のサービスを提供しているものと承知してございますので、自治体ごとに特別なサービスというようなわけにはいかないのではないかなと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 全て国がと言いますけれども、やはり国の情報をしっかりつかんで、改悪にならないように自治体の職員も動いていくべきじゃないだろうかと思えます。

では次に、コロナウイルスのワクチン接種計画を問うということで、欧米諸国と比べて、日本の3回目のワクチン接種は大きく遅れてしまいました。神崎町はそんなに遅いほうではないといいますが、コロナウイルスの感染者が蔓延する前にワクチン接種をしなければ、意味がないんじゃないんでしょうか。そもそも抗体価が50%を割るのは、接種後何か月ぐらいからでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 新型コロナウイルスにつきましては、名前のおり新しく出てきた感染症ということもありまして、まだまだデータが出そろっている状況ではないと思えます。そういった中で、具体的に何か月で抗体が何%落ちるといようなことは、私のほうからはちょっとお答えできないような状況でございます。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） これは抗体価が50%を割るのは6か月ぐらいからだという、そういうことを言っている専門家の方もおります。そうしますと、6か月ぐらいしか抗体価がもたないのであれば、年に2回ワクチン接種をする必要があるのではないんでしょうか。2月に3回目の接種をするなら、4回目は8月になります。その準備は考えてあるんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

現在、追加接種、3回目の接種につきましては、全体計画の3分の1程度が終わったような状況でございます。現在は、追加接種3回目の接種に職員そろって注力をしているところでございます。

今後、集団接種としましては、先ほどもお答えしたとおり、3月、4月、5月と計13日間、3,100人程度に対する接種体制を構築してございます。ワクチンについても、ファイザー社製、モデルナ社製を予定しております。

ご質問の4回目等につきましては、報道等で、一部の国では4回目の接種を開始しているというような報道も伺っております。現在、厚生労働省からは、4回目の接種について具体的な情報が提供されていない状況でございます。いずれにしても、国の動向を注視しながら、速やかな対応をもって感染予防等、拡大の防止に今後も努めてまいりたいと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 国のほうではっきりとしたことを言ってくれないようであれば、自治体のほうから要望していく必要もあるんじゃないんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 必要があれば、要望してまいりたいと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） それでは、次の質問です。

コロナウイルスは、次々と無限に変異株が出現して、決して終息することはないという意見もあります。そうすると、毎年2回、ワクチン接種をしなければいけないようになるんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） なかなか専門的な立場にあるものでないので、正確なお答えができないかと思いますが、各報道等によりますと、新型コロナウイルスについては変異しやすいウイルスであり、変異を繰り返すうちに現状のワクチンの効果が乏しくなっていることなども否定できないと伺っております。

今回の追加接種のように、2回目の接種から半年後に再度、接種が必要な状況を鑑みると、まだまだ注意が必要な状況にあると考えております。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 次に、インフルエンザのワクチン接種との兼ね合いもあります。コロナウイルスのワクチン接種をすれば、インフルエンザのほうはしなくても大丈夫ということは、そういう情報はありますか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） コロナの接種をしたからインフルエンザを接種しないでいいというような情報は入っておりません。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） もし毎年、コロナウイルス、ワクチン接種をすることになれば、これまでは無償でしたが、今後有料になるのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 現在、新型コロナにつきましては、国の感染症法に基づきまして、無償で接種が行われている状況です。コロナのほうこれからまた一般的な感染症にランクが下がる場合には、インフルエンザなどと同じように、個人負担が発生するようなことも考えられますが、現状では無償で実施されているような状況です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） それでは、ランクが下がれば有料になる場合もあるということで、今後のことでちょっと分からないということですね。

では、その次に、3番目、インボイス導入により、営業と暮らしはどうなるのかということで、1番目は、インボイスについての問題点になります。2019年10月から消費税率が10%になり、4年後の2023年10月にインボイスが導入されることになっています。国税庁は、昨年10月から、このインボイスを発行するための事業者登録を開始するなど、導入に向けた準備を進めています。

インボイスは、法律上の正式名称は、適格請求書といいます。特定の様式が決まっているものではなく、客に渡していたレシート、領収証のようなものでもよいとされています。必ず記載しなければならないのは、1、税率ごとの消費税額と、2、頭にTという文字のついた13桁の数字から成る、事業者ごとの登録番号です。これは、7年間にわたって保存しておく必要があります。免税業者で消費税を納入しない場合は、インボイスは必要ないのですが、取引先がインボイスを導入しているときは、こちらでもインボイスをやる必要が出てきます。

こうしたインボイスを導入する予定の町の事業者は、幾つくらいあるんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

最初に申し上げますが、インボイス制度については国策です。ですので、その問題

点等について申し上げる立場にはございませんので、その辺はご了承ください。

ご質問の事業者の数ですが、免税事業者、課税事業者含めて、町民課としては把握しておりません。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） いくら国策だからといって、これがもし始まってしまえば、そのとき問題に直面した事業者は、商工会であるとか、町のこの役場のほうへ来て相談に来るんじゃないんでしょうか。そうすると、ちょっと関係ないとは言えなくなってしまうと思いますので、やはり情報は入れておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

制度の周知に関しましては、税務署の主催によりますものが昨年度2回、実施されております。本年6月にももう一度予定されております。

町としましては、依頼に基づき、広報等でそのお知らせを行っております。また、商工会、青色申告会においても、その会員の開催通知を会員宛てに送っているということで、周知のほうを図っております。

町に相談に来られたらというご質問ですが、町でお聞きしても、実際、国税ですので、何も町でできることはございません。税務署にご案内いたします。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） じゃあ、もし相談に来られても、町のほうでは全然分かりませんとお答えするんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

制度につきましてはこういった資料がありますので、それをもって説明いたしますが、じゃあ、実際どうするのかというのはシビアな問題になってきますので、町で指導することはできませんので、全て税務署にご案内いたします。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） やはり全部、税務署にお任せじゃなくて、町のほうもやっぱり町民が困っているから来るわけですから、少しは、もし答えられなくても相談に乗

るぐらいはしてあげてほしいと思います。

次に行きます。必要なら国税庁に登録申請をして、登録事業者になればいいかという、改悪された消費税法では、登録事業者は免税の特例を受けられないということが定められています。そうすると、年間売上げが1,000万円以下であれば、これまでは免税なのに、これに登録してしまうと、売上げがたとえ100万円以下であっても、消費税を納税しなければならなくなります。これはとても不合理だと思うのですが、役場のほうはこれも見過ごすのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

議員のおっしゃっているとおりではございますが、それについて町が批判する立場にはございません。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） それでもやはり中身ぐらいは、関係の課では職員の方がある程度、頭に入れてくれてあってもいいと思うんですよね。聞かれて、それは何のことですかと切り返すようではちょっと困ると思うんですけれども。

また、登録をせず、免税業者であり続ける代わりにインボイスを発行しない場合は、インボイスをもらえないことで、取引相手の納税額が増えてしまいます。そうすると、インボイスを発行してくれる取引先に替えられてしまったり、免税業者なのに消費税を取るのをおかしいとクレームをつけてくる相手がいなくても限りません。こうした事業者の不安に対して、政府はどのような対策を取ってくれると、少しは聞いているのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

確かにそういった問題はあるかと思いますが、税務署等、国からは特に通知等はございません。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） じゃあ、これは税務署に任せて、国のほうは全く何もしないわけですね。それに対して、救済策であるとか猶予策であるとか、何もしてくれないということですね。

次に、このインボイス導入の影響がどれほどに及ぶのかということ結構知らない方が多いと思うんですよ。約480万人が免税事業者と推計されるわけですが、実際に

影響を受ける業種はどのようなものがあるかという点、商店や町工場などの自営業者だけでなく、農家や個人タクシー、大工の一人親方など様々ですが、ヤクルトレディーやシルバー人材センターの会員等も含まれているわけですが、中でもシルバー人材センター会員の1人当たりの年平均請負高は43万4,700円しかないのに、消費税の納税額は、簡易課税を選択したとしても1万9,500円にもなるのです。これでは恐らくシルバー人材センターから脱会する高齢者が続出して来るでしょう。

ほかの業界も、同様の事態を招くのではないかと懸念されます。零細な事業者からも、消費税を取り立てるのがインボイスです。インボイス制度はやるべきではない。現場の自治体からも国に対して訴えるべきではないでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

その前に、先ほどのご意見で、町は何もしてくれないというお話でしたが、町は何もできません。国税ですので、町がそういった職権、ありませんので、してくれないではなくて、相談は受けます。ですが、それに対して何もできません。

それと、先ほどの免税事業者が課税になるというお話ですが、これについても国策ですので、町としては意見する立場にはございませんが、個人的な立場で申し上げますと、個人的意見です。消費税免税事業者とありますが、消費税はあくまでも預かっている一時金です。本来は預かっているお金を納めるのが正当かと思われれます。原則、今は1,000万以下は免税で、納めておりませんが、本来であればそちらは消費税として納めるのが本来かなと思っております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 町はどうすることはできなくとも、国のほうに声を上げることもできないという、そういうことでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

そういったチャンネルを持っておりませんので、税務署等の会議でそういった意見集約の場があれば、町の住民の意見として、もしあればお伝えすることはできますが、特段、今そういった国に直接訴えるようなチャンネルはございませんので、今現在はできません。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。



○5番（鈴木 節子君） 今現在はできなくても、やはり心の中心ではしっかり町民の方、零細事業者の方のことを置いて、そのために働くのが公務員であるという、そういう気持ちは持っていたきたいと思います。

思ったよりか時間が早く終わってしまいました。じゃあ、どうも、これで終わりにいたします。

○議長（大原 秀雄君） 以上で、5番 鈴木節子議員の質問を終わります。  
一般質問を続けます。

◇ 1番 椿 等 君 ◇

○議長（大原 秀雄君） 1番 椿 等議員の質問を許します。

○1番（椿 等君） 議長のお許しを得ましたもので、一般質問をさせていただきたいと存じます。

今日、新聞を見ました。それが昨日の新聞だったか今日の新聞だったか忘れちゃったんですけども、その中に、神崎町、コロナ感染者112名となっていました。昨日かな、これ、じゃあ。112名ということになっていました。日本全国で約550万人、コロナに感染しております。日本全国では5%、神崎町では2%。3%の差が全国と神崎町にございます。なぜだろうと私も考えたんですけども、神崎町の財政を見ていただきたい。昨年、地方交付税が2億7,000万増加されて、なおかつ各種事業が縮小、中止、延期、それらによって、各事業規模が縮小しております。そんなことから、基金の取崩し1億9,700万せずに済んだ。あるいは、残余となるべき決算の残、それらの分をあらかじめ基金に積み増しする。それらの金額が2億円強、3億円近くございます。

それらがいろんな事業を、国の言うとおりのことじゃないんですけども、不承する、こういう会議は文書だけであるというような、国会議員がよくやる料亭での密談、そういうことなしに、神崎町は議会をはじめ、皆さん方がそのような行動規範に基づいたことをしているから、神崎は千葉県一、感染者が少ない。睦沢が130人でしたっけ。千葉県で一番少ないコロナ感染者ということになっています。

これはいいことという意味合いで今、申し上げたんですけども、裏を返せば、町長批判じゃないですよ、裏を返せば、事業が行われず、残余が出てしまったということになります。令和2年から、コロナに対する国の補助、給付、それらがいっぱいありました。令和2年度だけでも10億円、来ました。

そんな中、神崎町では、子育て支援のための給付、大学生への給付、小規模事業所への給付、これらは交付金の中から最終的には出るものということになると思いますけれども、それらをいち早く町の単独事業で行いました。さらには笑顔応援券、町民全員に配りました。これは一部、一般会計からの繰出しもあったということになっていきますけれども、その実、交付金が多かったために、それらから運用された部分が相当ある。

自前の事業は何やったんだというような形にもなろうかと思えます。将来、圏央道のパーキングが神崎にできます。それらに対しての改修、改築、増設、それらの予算取りもするしかない。当然のように分かりますけれども、今、近々、それらの事業にも若干なりとも独自事業、あってもいいんじゃないかなと。G I G Aスクールなんかがありましたけれども、G I G Aスクールのタブレット、これらも最終的には国庫になりました。昨年、令和3年度予算の中に、農業予算で今までにない、主食用米生産者への1反歩3,000円の助成というようなものが盛り込まれたのも近々でございました。これらは完全に町の独自財政ということになろうかと思えます。

ということで、私は令和4年度神崎町における新規事業、町長に、どのような感覚を持ちながら本年度このような事業を推進しますというようなお答えをいただきたい。

あとは自席にて質問させていただきます。

○議長（大原 秀雄君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 壇上から下に下りてきましたけれども、まずもって町長に、本年度、新たな事業、このようなものを行いますよ、あるいは昨年に引き続きこのようなものを行いますと。なんじゃもんじゃは中止になった。蔵まつりも中止になった。本年度、前年度とできませんでしたが、そんな中で、本年度これをやりますということを町長にお伺いしたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

まずその前に、神崎町が一番コロナの感染者が少ないという理由に、椿議員がおっしゃったように、事業が中止になったというようなこともあろうかと思いますが、これは、ほかの市町においても同じように中止になっておりますので、決定的な条件ではないのかなとは思っています。

私が考えている、この町がなぜ一番少ないかというのは、まず人口が千葉県内で一番少ないわけですが、そうすると、接触する人も少ないということかと思えます。それと、やはり東京から遠いところにあるということも1つかなと、そんなふうと思っ

ているところでございます。

それから、新年度の事業で一番のメインは、やはりマラソン大会かなというふうに、まずこれは新しいことで、ここ2年、やりたくてもできなかったという状況もあろうかと思えます。

今のこの状況下で、本当にやるのかという、皆さん、お考えもあろうかと思えます。今、3回目の接種が大分、進んでまいりまして、高齢者の方については、ほとんどもう進んできたなど。5月の末までにはあらかたの方が接種が進むと考えています。

そうした中で、やはりこのまま今までのように何もしないというのでは、この神崎町、もともとパイがなくて、地盤が弱いわけです。そういったところで、やはり財政だとか景気とか、いろんなものを考えていくと、ここで何か1つインパクトのあるものやっておかないと、ここで蔓延防止が終われば、いろんな補助金もなくなってきます。そういったところで、経済面でもいろんなことを考えながら、まずやれるという考えの中でやろうと思っています。

しかし、誰もが心配するように、感染したらどうするんだということだと思えますので、それについては今、成田の日赤の先生方のところに相談に伺いまして、どうしたら安全にできるかというようなことも伺っているところでして、やはりワクチン接種をどうやって条件化するかというようなこと。参加する選手は当然やってもらおうというようなことでして、今考えていますのは、3回接種を条件にしようと。もう最高の条件でやろうというようなことも考えております。

それと、健康チェックを1週間なり、熱が出たか、出ないかというようなことを作って、書いてもらって出してもらおうと。だからといって、それが本当だったのか、うそだったのかというまでのチェックは、現実的には難しいです。ただ、やはりそこは、そこまで参加する良心にかけるしかないと思っています。ワクチン接種についても、日付だとかそういうのをチェックしていただいて、チェックシートの中に記入してもらおうと。全部、証明書を出せというチェックはなかなか現実的にはできないということで、ある意味、その参加する良心にかけるしかありませんけれども、そういった条件をきちっとつけて、やっていこうというようなことでございます。そういったことで、マラソン大会がまずは大きいのかと。

それから、椿議員が言われました主食用米の補助、これについては今回、当初予算に載せておりません。しかし、去年もそうですけれども、秋以降になって単価が落ちたり値段が下がったというような状況、これもコロナの影響で、外食がなかなか売れないんだということで米の消費が落ちたということであれば、また同じような施策も

考え、補正も、皆さんに申し訳ないけども、お願いをしていきたいなど、そんなふう  
に思っているところでございます。

それから、感染予防対策の中で、抗原キット、これの検査キットも1,000回分を買  
って用意をして、本当に今、台風だとか雪だとかいろんな災害の中で、一緒にもしも  
重なってしまった場合には、去年もそれを大分危惧したんですが、そういうこともや  
っていききたいなど。

それから、既に避難所で用意するいろいろな隔離のためのボックスだとかを用意し  
ていますので、そういうものもフルに使いながらやっていきたいなど思っています。

それから、先ほどございましたけども、骨髄移植のドナーの支援事業、これはなか  
なか、私も実は学生のとときに高校の同級生が白血病になりまして、亡くなりました。  
そのときに、血をくれないかというふうなお話があって、たまたま血液が合わなくて、  
できなかったわけですけども、そのときからずっとそういう認識がございまして、で  
きることであれば、町としていろんな支援をしていきたい、そんなふう思っている  
ところでございます。

今、思いつくものを大体、挙げさせていただきました。よろしくどうぞ、お願いい  
たします。

○議長（大原 秀雄君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 先ほどの鈴木議員の質問と若干ダブるところがあると思うんです  
けども、これは委員会の席で保健福祉のほうに言ったんですけれども、鈴木議員は4  
回目の接種、あるんじゃないかという話をしていました。私は、3回目及び1回目の  
接種が、年度が終了した後に来るんじゃないか。要するに出納閉鎖になり、明許は今  
回、さほどないですから、令和4年11月頃に、それに初めて該当する子どもだとか、  
あるいは4回目になったときのために、当初予算に盛ったほうがいいんじゃないかと  
いうようなお話をしたように覚えています。

これはともかくとして、多分、韓国でも今日、30万という話をしていましたから、  
日本は韓国より2倍以上もあるのに、日本は8万人、7万人という中ですから、まだ  
日本のほうが現時点では優秀かなど。そのうちインフルエンザと同じような取扱いに  
なるんじゃないかなど。そうすれば、神崎町はごく普通に経済活動、事業活動がで  
きるようになる。そのような感じで思いたいということで、新規事業については町長の  
ほうから説明がありましたから、これで新規事業については質問を終わりたいと思  
います。

続きまして、農業予算について質問させていただきたいと存じます。これも一部、

町長、答えてくれたんですけれども、昨年度、飼料米助成金、加工米助成金、それらについて、1反歩当たり1万2,000円くらいかな、補正で盛ってくれました。ありがとうございました。私のところでもいっぱいそれが入るということで、いっぱいといってもそんなにいっぱいじゃないんですけども、みんな喜んでいます。私ばかりでなく、飼料米、加工米、それらを供した方々は、寶田議員なんかはもうコロナ以上の数字をやっていますから、喜んでいるという話を聞きました。

それに伴って、令和4年度、どのような予算措置が講じられるのかなというように見ていました。昨年のように、主食用米が安くなるということが現時点では想定されていませんから、ということで、去年は反当1万2,000円、予算に盛ってくれましたけれども、本年度、1反歩当たり1万円で盛っています。それも昨年よりも規模を大きく、面積を大きくして盛ってございます。それらについての担当課長の考え方を再度お伺いしたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

先ほども総括質問の中でも少し触れましたけども、昨年の作付が、飼料用米、約177ヘクタールで、これが実績として残っております。今回、新規にさらに40ヘクタールを上乗せしたということでございます。

こちらの40という数字なんですけれども、あまり細かいところまでは追究していないんですけども、今年、転作の目標の面積、こちらの国からの配分、随分増えてございます。約60ヘクタールほど転作の目標面積が増えてございます。その辺も勘案したところでございます。ということでお答えをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 先に町長に答えてもらっちゃったんですけども、主食用米の給付については、本年度、状況によって考えるということで、そのような答弁だったと思います。それについてはもうおきます。

令和2年、令和3年、原宿の電線が高木によって遮断されるおそれがあるということで、補助事業なんですけども、令和2年、令和3年、行いました。先ほどの説明で、令和3年については0.6ヘクタール、令和4年度については0.46ヘクタール行うという説明がございました。予算の審議のときに私が伺ったのは、1ヘクタール切った後に、低木たるものを植えるための費用だということで説明がございました。前年対比560万赤で、300万、植栽のための事業費ですよということなんです。とすると、0.46

ヘクタール分の伐採費を明許に盛っていないんですよ。0.4ヘクタール分の伐採については、本年度の予算とアンマッチということになると思いますけど、どうでしょう、担当課長。

○議長（大原 秀雄君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） すみません、今、手元にご用意ありませんので、調べまして、お答えいたします。よろしいでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） というか、今出ましたから、この説明はもう結構です。

続いて、道の駅について質問をさせていただきたいと思います。設計予算3,300万かけるということになっています。先ほど高柳議員の一般質問の中、令和5年、6年でパーキングは造成完了にあるというようなお話をされていましたが。令和4年度、パーキングに対する予算はそれほど盛っていないんですけれども、今年、令和3年度、4年度で設計を行い、その後、具体的な工事に入ることだと思えるんですけれども、実は第5次総合計画の中に、これは道の駅というよりは、何といたたらいいの、まだ空のことなんだけれども、ハイウエーオアシスという言葉を使いながらやっている。これは前にも言ったんですけれども、このハイウエーオアシス構想の中には、神崎町の農業区分、住宅区分、商工区分、それらを含めて、道の駅の周辺が商工部分になっています。当然、それに伴って、農業地域から商工地域への転換も含めて、それらのその事前の事業、それらは既に本年度以降、始まっていいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょう。これは町長に聞きましょう。

○議長（大原 秀雄君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） ハイウエーオアシスということで、あるいは道の駅に限らず、周辺一帯を含んだ考え方だと思います。そのときには農地を潰していくという形になるかと思っています。でも考え方を換えれば、農地を有効利用していくという形になるかなと。1反歩当たりの収益はもっともっと上がってくるということだと思います。

今、空港地域全体でも、そういった意味で転用しやすくするというようなことで、いろんな今、何というんですか、特区といいますか、それをどこでももっとしやすくというようなことで、国にも要望をしているところですので、そういった形がもうちょっと見えてくれば、そういう形も進めていきたいのかなと思っています。

それから、転用についても、実は既に千葉県の方にも何度もお願いをして、1つの事業が来たときのその1つの事業に対しての転用だけでは、例えば商店が1個来るから、その商店が1つ転用されるという、それだけではちょっとやっぱり物足りない。

もうちょっと大きく転用をしていきたいんだと考えています。ところが、やっぱりまだそこまで認めてくれる状況になくて、何かはっきりしたものをつくっていきたいなとは思っています。ちょっとお金はかかりますけど、いろんなことを構想的には考えていきたいなと思っています。

○議長（大原 秀雄君） 1番 椿議員。椿議員、残り6分です。

○1番（椿 等君） はい。目先のことを当然、考えているんですけども、この5か年計画を見る限り、その地域に企業誘致をして、やりたいというような要望がこの中に入っております。実際、どのような企業誘致をしようと考えているのか。既にイチゴハウスが4棟、あの場所に建っちゃっていると思うんですけども、あの場所の占有権を他の方に譲ってやることは、多分、今となってはできないんじゃないかなという感じもするんですけども、どのような企業誘致を考えていたのか、これを最後の質問にしたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

確かに今、入っているイチゴハウスをどかして、別な企業を持ってくるのは、現実には難しいのかなと思っています。最初に一番いいところに入ってしまったので、本来であればもうちょっと離れたところに欲しかったかなというのは私らの思いでもあります。

しかし、とはいいいながらも、今、観光にも結構寄与していただいていますし、道の駅にあれを卸すことによって、お客さんも呼んでいるような状況もございます。かなり一生懸命やってもらっていると思っています。

あとそのほかの構想、まだ具体的なものは見えてこないのも確かなんです。企業を誘致するといっても、なかなかないというのが事実です。ただ、道の駅の中に今いろいろ検討していますが、いってみれば飲食店、一般に言われている、例えばコーヒー屋さんだったり、それから食堂屋さんであったり、そういうものを今、引っ張ってこようというようなこともやっています。そういうところから少しずつ始めていきたいなと思っています。

それからもう一つ、前々から私、ちょっとここでも言わせてもらいましたが、公園ですね。町民の一番の要望がやっぱり公園なんですけど、これもやっぱりどこかに設置しなきゃならんのかなと思っています。これもお金のかかる話なので、順次、進めていきたいなと思っています。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 秀雄君） 以上で、1番 椿議員の質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（大原 秀雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこれまでにとどめ、散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。本日はこれにて散会といたします。

なお、次回はあす11日午後1時30分から会議を再開します。長時間ご苦勞さまでした。

（午後3時08分）